



伊丹市マスコット たみまる

伊丹市 地域福祉計画(第3次)

令和3年(2021年)～令和10年(2028年)

itami
伊丹市

人の絆 地域のつながり

ともに支え合う

『共生福祉社会』をめざして



急速な少子高齢化・人口減少社会の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、わが国の社会構造を大きく変革し、家族や地域、社会のあり方に大きな影響を与えています。

こうしたことを背景として、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、人々とのつながりや支え合いの基盤は弱まり、複雑・複合化した生活課題への対応が困難となっています。また、誰にも相談できず、適切な支援に結びつかないことなどにより、問題が深刻化するケースが増えています。

この度、本市ではこのような社会情勢を踏まえ、令和3年度からの8年間を計画期間とする「伊丹市地域福祉計画（第3次）」を策定しました。

今回の計画では、これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」といった関係性を超えて、地域のつながりを再構築し、課題解決力を強化する包括的支援体制の整備に向けた具体的な取り組みを盛り込んでいます。

人と人とのつながりを主軸として、困った時に助け合う顔の見える関係づくり、お互いを認め合い、支え合うことが可能なまちづくりを通じて、引き続き、すべての市民が「つながり」を大切にしながら、住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく暮らしていける「共生福祉社会」の実現をめざします。

最後になりましたが、本計画の策定にご協力いただきました皆さまへ、厚くお礼申し上げます。

令和3年（2021年）3月

伊丹市長 藤原 保 幸

■地域福祉計画策定の原則

地域福祉計画（第3次）策定にあたっては、次のような原則を基本として策定しています。

1 市民主体の原則 ―地域福祉をつくっていく主体は市民自身です―

地域福祉という概念や実践には「完成された状態」はなく、地域の実態に合わせて、常につくり続けていくものです。

この地域福祉を創造していく主体は、当事者も含めた市民自身です。用意された舞台に市民が参加するというよりも、舞台そのものを市民がつくり出すという意味で、市民参加の概念も含んでおり、市民自治の確立をめざした「市民主体の原則」のもとに地域福祉計画を策定しています。

2 当事者主体の原則 ―地域福祉は当事者の立場からつくっていくものです―

地域福祉はサービスを提供する専門職の、あるいは活動する市民の主導のもとに当事者が置かれるのではなく、当事者の主導でサービスや活動を利用していくものです。こうした「当事者主体の原則」のもとに地域福祉計画を策定しています。

これは当事者の選択権や自己決定権、あるいは消費者としての主体的な権利の行使が可能となるような仕組みの構築をめざしていくことを意味します。権利擁護の仕組みづくりもこうした原則をベースに構築していく必要があります。

3 ネットワーク化と協議・協働の原則 ―地域福祉をつくり推進していくのは

多様な主体間の協働です―

地域におけるさまざまな社会資源や市民による諸活動、あるいは機関や事業者、NPO法人だけでなく、行政のセクショナリズムを超えてネットワーク化を図ることで、より効果的・効率的な地域福祉の構築をめざす必要があります。

ネットワーク化を進めることは、地域福祉を推進していくにあたって、市民と行政をはじめとするさまざまな主体がパートナーシップを構築し、協議・協働して取り組んでいくことです。

こうした「ネットワーク化と協議・協働の原則」のもとに地域福祉計画を策定しています。

4 地域生活の原則 ―地域福祉の舞台はあくまでも「地域」です―

地域生活は生活上のさまざまな課題が発生する場であると同時に、そうした課題の緩和・解決を図っていく場でもあります。

市民が地域社会の中で、お互いに支え合いながら、いきいきと自立・自律した生活を営めることをめざす必要があります。市民が生活課題の解決のために必要なサービスや活動を利用したり、社会資源や活動をつくり出したりする舞台は、あくまでも地域です。

こうした「地域生活の原則」のもとに地域福祉計画を策定しています。

目 次

第1章 伊丹市地域福祉計画（第3次）の策定にあたって	1
1. 地域福祉計画（第3次）策定の背景	1
1) 伊丹市地域福祉計画	1
2) ウィズコロナ時代の課題	1
3) 国の取り組み	2
2. 地域福祉とは	4
3. 伊丹市の進める地域福祉とその仕組みづくり	8
1) これまでの取り組みの経緯	8
2) 地域福祉のさらなる推進に向けて	8
4. 地域福祉計画の位置づけ	9
1) 計画の期間	9
2) 他計画との関係	9
3) 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組み	11
4) 伊丹市社会福祉協議会との協働	12
5) さまざまな地域福祉活動	14
5. 計画策定の体制	17
第2章 伊丹市地域福祉計画（第3次）のめざすところ	18
1. 計画の理念とその柱	18
1) 計画の理念―「共生福祉社会の実現」	18
2) 理念を構成する4つの柱	19
2. 計画の体系	20
第3章 計画の理念と目標達成のための主要な取り組み	23
目標1 つながり合い、支え合う共生のまちづくり	23
基本施策1 地域丸ごとの共生のまちづくり	23
基本施策2 日常生活圏域における地域福祉活動の推進	26
基本施策3 全市的で多様な地域福祉活動への支援	28
基本施策4 共生のまちづくりのための福祉教育	30
目標2 多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり	31
基本施策1 社会資源の連携と開発	31
基本施策2 地域の見守り体制の充実	33
基本施策3 災害にも強い日常的な支援体制の構築	35
目標3 誰もが自分らしく暮らすための体制づくり	38
基本施策1 総合相談支援体制の充実	38
基本施策2 権利擁護支援体制の強化	42
基本施策3 情報提供体制の充実	44

第4章 計画を実効性のあるものにするために	46
1. 計画の推進体制	46
2. 計画の進行管理	47
3. 本計画における重点的な取り組み指標	47
資料編	51
1. 伊丹市の地域福祉を取り巻く現状と課題	52
2. 第2次計画における取り組み成果と課題	73
3. 諮問及び答申	78
4. 委員名簿	81
5. 計画の策定経過	83

第1章 伊丹市地域福祉計画（第3次）の策定にあたって

1. 地域福祉計画（第3次）策定の背景

1) 伊丹市の地域福祉計画

本市では、平成23年（2011年）度から10年間の本市の地域福祉の推進に関することを一体的に定めた伊丹市地域福祉計画（第2次）（以下、「第2次計画」という。）は、平成29年（2017年）度の改定を経て、計画期間の満了を迎えました。第2次計画では、伊丹市地域福祉計画（第1次）（以下、「第1次計画」という。）からの同一の理念である「共生福祉社会の実現」を掲げ、これまでに、各小学校区における地域福祉の推進の場である地域福祉ネット会議や地区ボランティアセンターの整備支援、各地域のニーズを反映した地域ビジョンの策定やその実施事業を検討する地域自治組織の設立などを進め、身近な地域でさまざまな福祉課題を解決できる体制づくりに取り組んできました。

2) ウィズコロナ時代の課題

近年、急速な少子高齢化の進展や経済・雇用などの社会構造の変化、個人の価値観の多様化に伴って、地域の人と人とのつながりが希薄化しており、高齢者世帯の増加や地域福祉の担い手の減少、経済的困窮、社会的孤立といった新たな社会問題が生じています。

地域での問題解決が困難になる一方、高齢者や障がい者、子育て世帯をはじめとする地域のニーズが複雑化しており、公的な福祉サービスだけでなく、インフォーマルサポート¹を含めた、よりきめ細やかな配慮が求められています。こうした状況から、地域社会を構成するさまざまな主体が協働して、ともに支え合う新たな地域福祉の仕組みづくりを推進するとともに、すべての人が互いの人権を尊重し合いながら、自立・自律した社会をめざしていくことが必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態は、地域福祉活動においても、今までのように集いふれあう支援のあり方に変容を迫り、経済的困窮や差別、社会的孤立などの従来の問題を加速度的に進行させています。生活困窮や認知症の増大が予測される中、加えて多発する自然災害の発生等も踏まえ、関係機関・団体の協力・連携のもと、災害発生時を見据えた日常的なつながりづくりの強化、どんな時でもつながりが途切れない、安心できる環境整備を地域福祉の仕組みにおいても考えていく必要があります。

¹ インフォーマルサポート：公的なサポート（支援）以外の、家族、友人、近隣、ボランティアなどによるサポート（支援）。

3) 国の取り組み

一方、国においては令和22年（2040年）に高齢者人口がピークに達し、85歳以上が高齢人口の3割を占め、困窮化、孤立化、認知症の増加などの問題がより深刻化すると予測される中で、平成30年（2018年）4月の社会福祉法改正において、高齢者のケアを主眼とした地域包括ケアシステムを引き続き推進しつつ、障がい者、子どもなどへの支援や複合的な課題にもその考え方を広げ、地域福祉の理念が明確化されました。

さらに令和2年（2020年）6月に社会福祉法が再び一部改正され、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」として、地域福祉を推進する際のめざすべき社会像（理念）として「地域共生社会」が規定されたほか、地方公共団体の責務として、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が明示され、重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業として、「断らない相談支援」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が令和3年（2021年）度より新たに創設されます。

また、SDGs²達成のための国の取り組みも進められており、すべての人が安全で安心して暮らすことのできる「誰一人取り残さない」社会をつくることは、全世界的な目標であり、まさに地域福祉の目標でもあります。

上記に共通して言えることは、地域福祉という概念が、全世代の福祉を意識した地域丸ごとのまちづくりであるという点です。

人と人とのつながりを主軸として、日常時から困った時に助け合う顔の見える関係づくり、お互いを認め合い、支え合いが可能なまちづくりを通し、すべての市民が住み慣れた地域の中でともに支え合う「共生福祉社会の実現」に向け、この先の本市の将来を見据えた上で、令和3年（2021年）度以降の新たな地域福祉推進の指針として「伊丹市地域福祉計画（第3次）」を策定します。

2 SDGs：エスディージーズ。持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。2015年9月の国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限とする17の国際目標。

【重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容】

I 相談支援

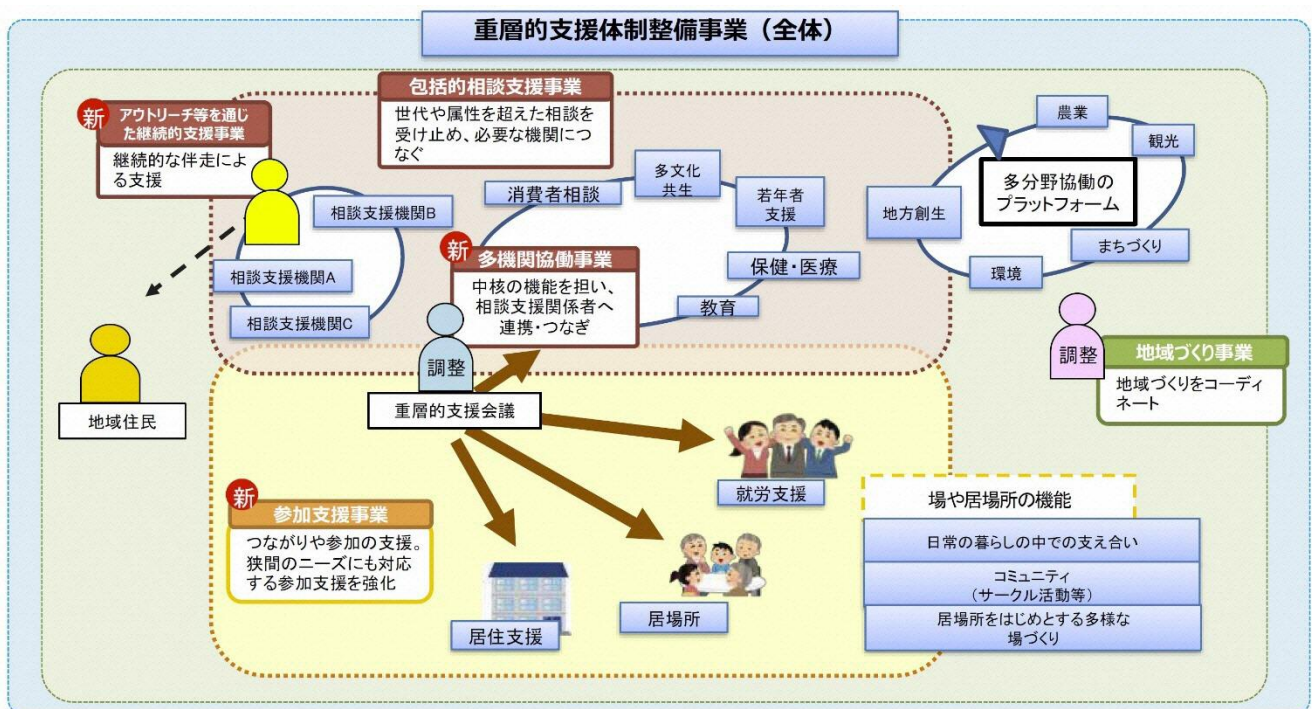
- ①介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ②複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施
- ③必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施

II 参加支援事業

- ①介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施

III 地域づくり事業

- ①介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりにかかる事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- ②事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
 - （1）住民同士が会い参加することのできる場や居場所
 - （2）ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能



資料：令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料

2. 地域福祉とは

平成12年（2000年）に、社会福祉事業実施のための諸規則を定めた社会福祉事業法が、利用者本位の社会福祉への規定へと見直され、名称も社会福祉法と改正されました。その第1条(目的)には、「この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資する」と地域福祉について規定されています。

また、令和2年（2020年）6月に公布された社会福祉法の一部改正により、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」として、地域福祉を推進する際のめざすべき社会像（理念）として「地域共生社会」が規定され、地域福祉を推進していくための方向性が打ち出されました。

地域福祉とは、地域社会を基盤として、行政をはじめ社会福祉協議会、社会福祉法人、地域住民や地域団体、NPO法人やボランティア団体、企業や商店など、地域社会を構成するさまざまな主体が、住民主体のもと協力し合って、地域社会に暮らす誰もが人間としての尊厳を持ち、地域社会の一員として、豊かな生活が送れるよう、ともに生き、支え合う共生福祉社会を形成していこうとする取り組みや仕組みづくりのことを言います。

また、地域福祉は、地方自治・市民自治を根本的な要件としつつ、同時に地域福祉の実践を通じて、そうした自治性や地域の福祉力を高めていく不断の取り組みでもあります。

また、地域福祉においては、「気かけ合う関係づくりから生まれる地域の新たな担い手」「地域社会の基盤となる圏域」、「行政と地域住民などさまざまな主体によるパートナーシップ」、「共生福祉社会を形成する取り組みや仕組みづくり」の4点がポイントとなります。

ポイント1. 気かけ合う関係づくりから生まれる地域の新たな担い手

少子高齢化社会においては、これまで地域で活躍してきた担い手の高齢化や、役割の重複による負担感の増加、また、共働きの増加による専業主婦の不在、世代間の断絶等により、これまでのイメージに基づく担い手の確保・育成が困難になっています。また、地域経済が疲弊する中で、地域に根付く自営業者は衰退し、地域全体のつながりと活力が低下しています。

これからは地域を支えるリーダーとなる担い手の育成だけをめざすのではなく、より身近な圏域において、地域で生活を営むすべての人が日常の中で自然に地域に関与でき、地域活動の担い手としてその主体性を育みながら、無理なく長く支え合える仕組みづくりが重要です。

ポイント2. 地域社会の基盤となる圏域

住民の福祉活動を行う圏域や支援を必要とする人を支援する圏域として、重層的な圏域が考えられます。最も身近な圏域は、隣近所でのつきあいや災害時支援、見守り・声かけ、地域ふれ愛福祉サロン事業などの個別援助活動やグループ援助活動などを行う基礎的な範囲としての近隣や自治会域です。

次に、支援を必要とする人の支援のための関係機関や団体等との会議や住民の地域福祉活動に関する情報交換や連携、日常生活の手助け等の支援のための地区ボランティアの需給調整などを行う、おおむね小学校区を単位とする圏域です。

さらに、地域包括支援センター、地域生活支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点など、総合相談窓口や福祉施設がある範囲などのサービス圏域です。そして伊丹市全域を対象とした総合的な施策の企画・調整をする範囲、市全域を対象とした公的機関の相談・支援、テーマ型など地域を限定しない福祉活動による支援などの市全域という、4層構造の圏域が設定できます。

本市では、日常生活圏域における地域福祉活動を行う中核的な圏域を小学校区とし、その活動を推進するための検討を行う場として「地域福祉ネット会議」が実施されています。

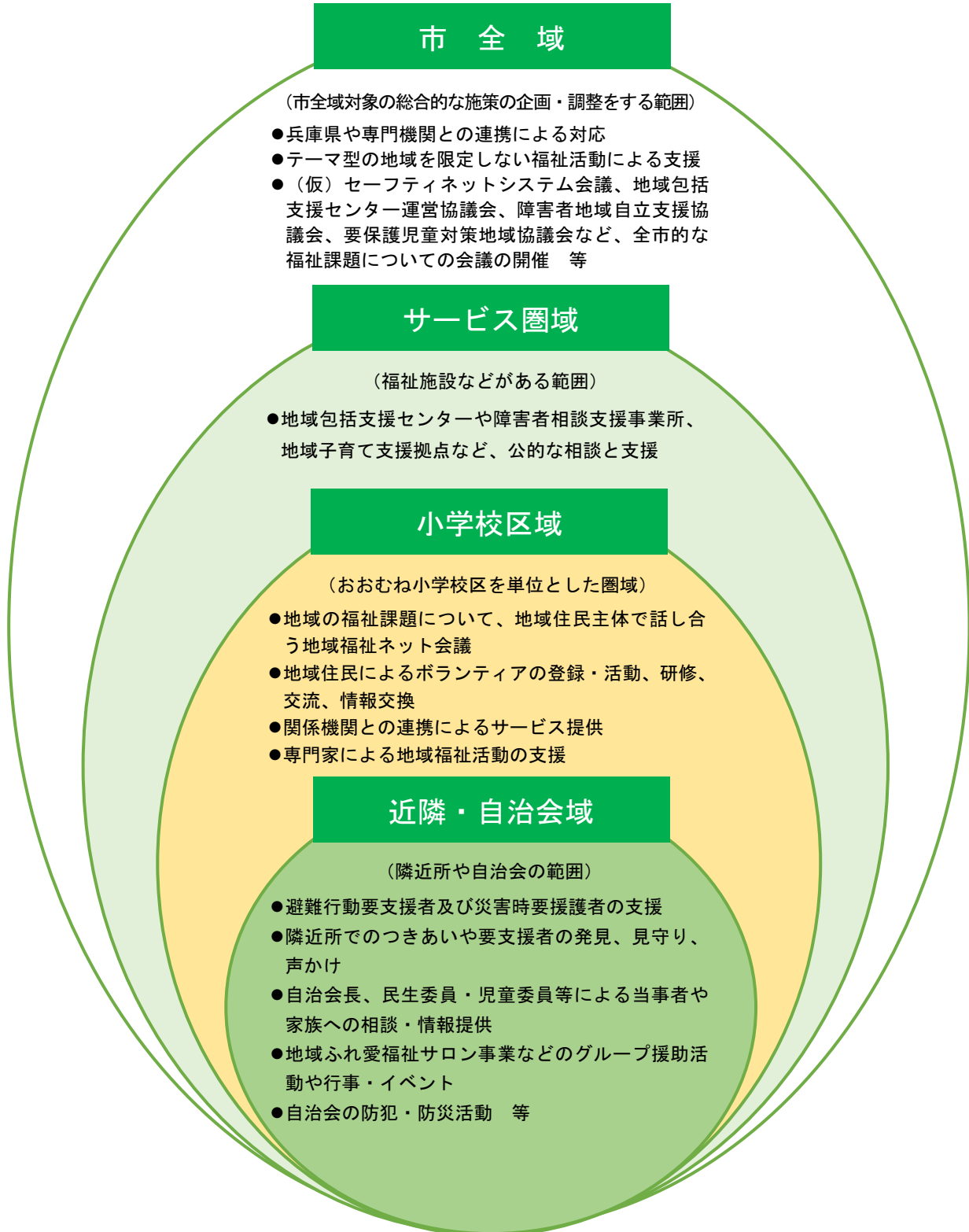
また、おおむね小学校区を単位として、地域のニーズを反映した「地域ビジョン³」を策定し、それに沿った実施事業を検討する「地域自治組織⁴」の設立を進めています。

3 地域ビジョン：意見交換会、アンケート等により地域住民のニーズの把握を行い、地域住民に意見を求めた上で決定する地域の将来像やそれを実現させる行動計画を示すもの。

4 地域自治組織：地域で生活するすべての人が地域にかかることを定めるとともに、地域活動の継続的な実施を目的とした、おおむね小学校区を単位とした地域内の自治組織。

【伊丹市の重層的な圏域設定のイメージ】

隣近所でのつきあいや住民同士の見守り、声かけなどを行う最も身近な範囲とする「**近隣・自治会域**」、次に地域住民主体で話し合う場や関係機関・団体等との連携によるサービス提供を行う範囲とする「**小学校区域**」、さらに、総合相談窓口や福祉施設がある範囲とする「**サービス圏域**」、そして伊丹市全域を対象とした施策の企画・調整等をする範囲の「**市全域**」の4層構造。



ポイント3. 行政と地域住民などさまざまな主体によるパートナーシップ

行政は、福祉課題を抱えた人のために、あるいは課題を抱えた人に対する支援を主な目的とする公的な制度として、福祉・保健・医療その他関連する各種政策・施策に基づくサービスを供給しています。それに加え、誰もが人間としての尊厳を持ち、地域社会の一員として、豊かな生活が送れるよう、日常生活上の不安の解消や予防を含めたさまざまな福祉課題の解決に向け、行政をはじめ社会福祉協議会、社会福祉法人、地域住民や地域団体、当事者団体や支援団体、NPO法人やボランティア団体、企業や商店など、地域社会を構成するさまざまな主体が相互に連携・協力し合っていくことが重要です。

ポイント4. 共生福祉社会を形成する取り組みや仕組みづくり

行政と地域住民などさまざまな主体によるパートナーシップの形成には、ネットワーク化や協働の視点が不可欠であり、ともに生き、支え合う共生福祉社会を形成していこうとする取り組みや仕組みづくりが重要となります。この取り組みや仕組みづくりは、一度つくったら終わりというものではなく、また、単なる福祉サービス提供のための枠組みではなく、地域社会を構成するさまざまな主体が相互に連携・協力することにより、市民自らが自分のまちをつくるといった自治性や「地域の福祉力」を高める、不断の取り組みと言えます。

地域の福祉力は、簡潔に定義づけることは難しい概念ですが、
例えば

- 市民が地域における生活課題に気づく（関心を持つ）
 - 相互支援力や問題解決力を高める（学習する・参加する）
 - 上記のことが可能となるような仕組みをつくり出していく
 - あらゆる差別や偏見を克服する取り組みを進める
 - 生活していく上で必要な社会資源⁵をつくり出していく
 - 市民が自らの地域の将来像「地域ビジョン」を描いていく
- 以上のような力と言えます。

地域の都市化により起こる人々の価値観の変化、世代間の断絶、単身世帯の増加、賃貸共同住宅の増加による居住環境の変化や雇用状況の変化など、さまざまな要因を背景にして地域におけるつながりの希薄化が問題となっている昨今においては、本計画の策定にあたり、一層、「主体性と協働を育む新たな仕組みづくり」が求められています。「主体性と協働を育む新たな仕組みづくり」にあたっては、各機関や施設、団体、組織間のネットワークが欠かせません。また、行政の各部署のネットワークも必要です。それは単なる連携というよりは「協働（パートナーシップ）」であり、「それぞれの主体性・自発性のもとに、共通の領域において、互いの特性を認識・尊重し合いながら、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて協働・協調すること」と言えます。また、伊丹市まちづくり基本条例において「協働」とは「市民が自らの意志によって参画し、市民と市が相互の信頼関係に基づいて、それぞれ果たす役割と責任を分担し、補完しあい、協力して進めなくてはならない」とされています。

5 社会資源：福祉ニーズの充足に活用可能な施設・設備、資金・物品、諸制度、技能、知識、人・集団などのハードウェア及びソフトウェアの総称。

3. 伊丹市の進める地域福祉とその仕組みづくり

1) これまでの取り組みの経緯

平成15年（2003年）3月に第1次計画を策定し、「共生福祉社会の実現」を理念として、すべての市民が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らせるような社会をめざしてきました。

これまで福祉的ニーズの多くは、行政や民間事業者が提供する福祉サービスの享受により対応されてきました。しかしながら、地域には「ひとり暮らしの高齢者が電球の交換やごみ出しを頼める人がいない」、「買い物に行くことができて、買った物を持って歩けない」といった問題、あるいは「ひとり暮らしが寂しい」といった心の問題など、行政や民間事業者による福祉サービスだけでは対応しきれない多様な問題が存在しています。これからは、こうした福祉課題を身近な地域の中で解決できる体制づくりが必要となってきています。

こうしたことから、その体制づくりに向けて第1次計画策定以降、住民と専門職が生活上のさまざまな福祉的ニーズを協議し、解決できる場として「地域福祉ネット会議」の整備を進めてきました。

「地域福祉ネット会議」は、小学校区ごとにそれぞれの地区の民生委員・児童委員、自治会長、地域住民、当事者組織など広範な人々が主体的に集まり、身近な福祉課題を明らかにし、地域住民自らがその解決策をさぐる場であり、そこに福祉の総合相談機能を持ち、生活上のさまざまな福祉ニーズに専門的に対応できる地域包括支援センターも参画することで「専門性」を付加しています。

令和2年（2020年）10月現在では、16の小学校区において「地域福祉ネット会議」が立ち上がり、それらの地域のうち11の小学校区では、地域内の困りごとは地域内で助け合い、解決しようとの思いから、地区ボランティアセンターが立ち上げられ、地域住民による相互扶助などの地域福祉活動が行われています。また、平成27年（2015年）度より2地区で創設された「地域自治組織」は、令和元年（2019年）度には計11地区まで広がっています。

2) 地域福祉のさらなる推進に向けて

今後も、「地域福祉ネット会議」の更なる充実を図り、福祉分野にとらわれない多様な主体の参画による地域福祉活動のネットワーク化を図りながら、継続性のある福祉活動が地域で行われるよう取り組むとともに、「地域自治組織」による「地域ビジョン」の策定やその実施を通じて、地域が抱えるさまざまな課題の解決や、地域の将来像の実現に向けた取り組みを支援します。しかしながら、地域福祉活動は地域の市民力に頼るところが大きく、地域の総意がなければ進むものではないことから、地区それぞれにおける固有の事情も踏まえながら、地域福祉の基盤として、地域福祉ネット会議や地区ボランティアセンター、つどいの場などの充実を図るとともに、そういった活動の場となる小地域福祉拠点の整備に向けた検討を地域と進めていきます。

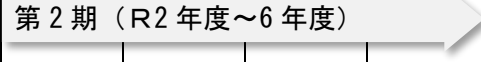
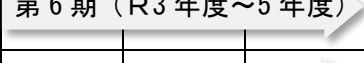
社会福祉が、それまでの施設中心、機能分散型といった性格から、在宅中心、機能複合型の「地域福祉」を基盤とする性格を持つようになり、法的にも地域福祉を推進することの重要性が明記されました。ただ「地域福祉」は、この法整備により新たに生まれた概念ではなく、他の社会福祉制度が整備される前から、地域コミュニティの中で住民主体により行われていたものです。

伊丹市では「地域福祉ネット会議」「地域自治組織」のような仕組みを中核にして、今日的に地域福祉の再生に取り組んでいるところです。

4. 地域福祉計画の位置づけ

1) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年（2021年）度から令和10年（2028年）度の8年間とします。
ただし、中間年となる4年後に見直しを実施します。

計画名	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
伊丹市 地域福祉計画 (第3次)								
伊丹市 総合計画	第6次（R3年度～10年度） 							
伊丹市子ども・ 子育て支援事業計画	第2期（R2年度～6年度） 							
伊丹市高齢者 保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期（R3年度～5年度） 							
伊丹市 障害者計画	第4次（R3年度～10年度） 							
伊丹市 障害福祉計画	第6期（R3年度～5年度） 							
伊丹市 障害児福祉計画	第2期（R3年度～5年度） 							
伊丹市 健康づくり 計画	（R3年度～10年度） 							

2) 他計画との関係

「伊丹市地域福祉計画（第3次）」は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられるものです。

この計画は、「第6次伊丹市総合計画」を上位計画とし、同計画の政策目標、施策目標との整合を図りながら策定しています。

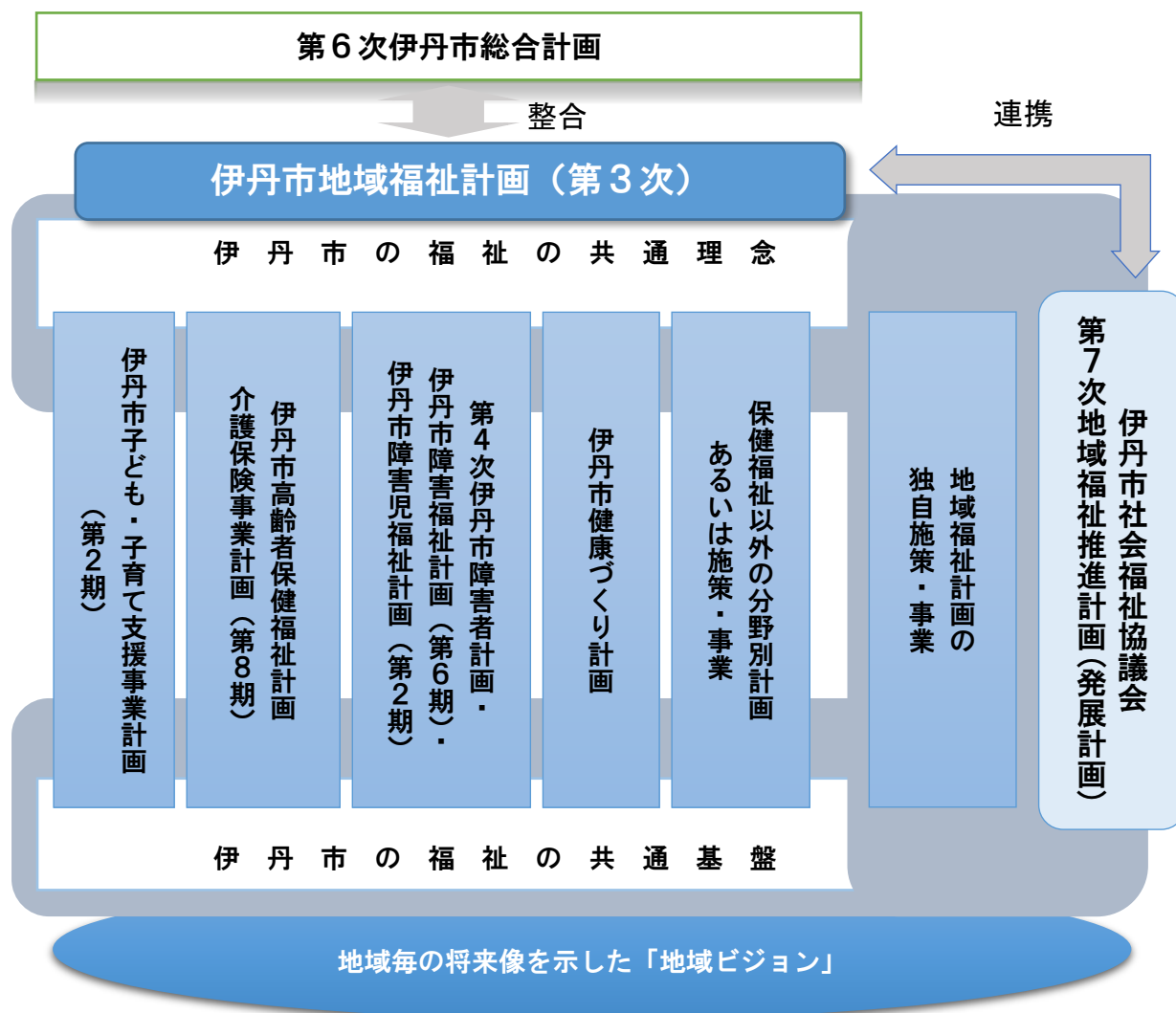
保健・福祉分野の個別計画との関係では、個別計画が対象者のニーズに応じたサービスの整備目標や取り組みを示しているのに対して、本計画では分野別計画の対象者の地域生活を支えるための、権利擁護や総合的な相談支援体制、福祉サービスの利用支援、分野別計画の制度の狭間の問題への対応、地域福祉に関する活動への市民参加の促進に関する事項、地域福祉を推進するための基盤整備、公民協働の仕組みづくりなどの取り組み方向を示しており、本市の福祉の共通基盤を示す基盤計画といえます。

また、保健・福祉分野以外の分野別計画等についても整合を図るとともに、それぞれの計画の推進

にあたっては、地域福祉の視点に立った取り組みを進めていくことをめざす上位計画でもあります。

さらに、この計画は地域福祉を推進するための行政計画ですが、市社会福祉協議会の取り組みを示した「伊丹市社会福祉協議会第7次地域福祉推進計画（発展計画）」と連携する計画でもあり、計画の基本理念である「共生福祉社会の実現」に向けて、市民（企業等を含む）、地域団体、福祉サービス事業者、関係機関などが主体的に、あるいは相互に協働しながら進めていくための基本的指針となるものです。

【地域福祉計画と他計画との関係】



3) 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組み

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年（2030年）を期限とする国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

第6次伊丹市総合計画では、本市のめざす将来像「人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹」の実現に向けて取り組みを推進することとしており、その方向性は、SDGsがめざす国際社会の姿と重なるものです。

本計画を通じて、SDGs 17の目標のうち、特に下記の7について取り組みを進めていきます。

【本計画に関連する SDGs の目標】



（SDGsの17の目標）

- | | | |
|------------------|------------------------|------------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 13. 気候変動に具体的な対策を |
| 2. 飢餓をゼロに | 8. 働きがいも経済成長も | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 3. すべての人に健康と福祉を | 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | 15. 陸の豊かさを守ろう |
| 4. 質の高い教育をみんなに | 10. 人や国の不平等をなくそう | 16. 平和と公正を全ての人に |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 11. 住み続けられるまちづくりを | 17. パートナリーシップで目標を達成しよう |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に | 12. つくる責任 つかう責任 | |

4) 伊丹市社会福祉協議会との協働

(1) 社会福祉協議会とその事業

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法第109条においてその定義がなされています。

社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」、「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」、「その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業」を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、民生委員・児童委員をはじめ、さまざまな地域住民や、社会福祉法人・福祉施設などの社会福祉関係者、保健、医療、教育の関連機関、商工関係など、さまざまな幅広い立場の関係者・機関・団体の参画のもと、多種多様な地域福祉活動を展開しています。

また、社会福祉協議会は、社会福祉法人格を持った民間団体ですが、その性質上、運営資金の多くが行政機関の予算措置によるなど、公民協働とともに高い公共性を有した形態で運営することにより、民間と公的機関の両面のメリットを活かした事業展開を行っています。

さらに、地域住民と行政機関との橋渡し、住民参加による地域福祉の推進、ボランティアの養成や人材の確保などをはじめ、要支援者に対する生活相談など、公益的な事業を展開しています。

伊丹市社会福祉協議会は昭和27年（1952年）に設立され、昭和48年（1973年）に社会福祉法人としての認可を受け、以来、市民のボランティア活動振興と住民が主体的に地域の福祉活動に取り組める組織づくりの支援を行い、地域の福祉課題の解決に地域住民とともに取り組んできています。

これまで伊丹市社会福祉協議会では次の3つの分野での事業を実施しています。

①「コミュニティをベースとした地域福祉活動の展開」

市民の相互協力による福祉のまちづくりの展開を図ろうとするもので、市民主体の地域福祉活動への参加を促進するとともに、地域ふれ愛福祉サロンやおもちゃライブラリーなどの自主事業をはじめ、地域福祉ネット会議や地区ボランティアセンターなどの地域福祉活動への支援などを行っています。また、こうした地域福祉活動を支援するため、コミュニティワーカー⁶を配置しています。

②「総合性を活かした相談支援体制の構築」

支援を必要とする人の問題解決力の高揚を基本に、インフォーマルサポートを含めた総合相談支援体制を構築するため、地域包括支援センター、地域生活支援センター、福祉権利擁護センターなどを受託し、市内の相談窓口のとりまとめ役としての機能を担っています。また、こうした相談窓口と市全域や日常生活圏域における相談窓口の集約化を図り、それぞれのネットワークを強化した総合相談支援体制の構築について研究し、具体化に向けた取り組みを行っています。

6 コミュニティワーカー：①住民の地域福祉活動支援、②地域の個別の福祉課題への対応、③関係機関や専門機関等との調整、さらに、④新たな地域福祉活動の企画実施という幅広い活動をする専門職。

③「市とのパートナーシップによる施設運営・事業の受託」

地域福祉活動の拠点となる「地域福祉総合センター」のほか、「障害者福祉センター」、「障害者デイサービスセンター」の指定管理者として、施設の管理運営などを行っています。これらは「新しい公共」という概念のもと、福祉の分野についても、民間事業者、NPO法人など幅広い主体が「公共」を担い、社会のニーズに対応する動きにあわせ、アウトソーシングを行い、さらなるサービスの向上と、事業の効率化を図っていくことが求められているためです。

（２）社会福祉協議会と市の関係

伊丹市社会福祉協議会第7次地域福祉推進計画（発展計画）（令和2年（2020年）度～令和6年（2024年）度）では、「誰もが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくり」を理念に掲げ、その実現に向け「地域の福祉力を高めるまちづくり」「みんなが主役のまちづくり」「みんなが考え、支えあえる仕組みづくり」の3つを基本方針としています。

また、その中で伊丹市社会福祉協議会は、市民（住民）や行政、地域福祉活動に関連する専門機関や団体・組織等が、連携・協働するための中核を担うとしています。

本市では、こうした市社会福祉協議会の持つ「協議体（プラットフォーム）」としての特性をはじめ、当事者組織等のニーズの顕在化を図る「運動体」、さらにはこれまでも多くの先駆的事業を行ってきた「事業体」としての特性に期待しています。

今後も引き続き、市社会福祉協議会とのパートナーシップを図り、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりをめざし、地区社協等や地域自治組織をはじめ、当事者組織、ボランティア団体やNPO法人、社会福祉法人、企業や商店、学校等多様な団体・機関等との連携・協働を一層推進していきます。

5) さまざまな地域福祉活動

①民生委員・児童委員による活動

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進を目的として、民生委員法及び児童福祉法に基づき定められた福祉活動を行う民間協力者で、令和2年（2020年）度現在、定数は260人（うち主任児童委員が9人）です。社会調査活動をはじめ、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申、地域福祉事業への参加・協力などさまざまな活動を行っています。

②民生委員・児童委員地区懇談会

民生委員・児童委員と地域福祉推進担当（コミュニティワーカー兼生活支援コーディネーター）、地域包括支援センター、ケアマネジャーが一堂に会し、それぞれの活動、役割について理解を深めるとともに、日常生活圏域（小学校区）における支援ネットワークの充実を目的に、全17小学校区で開催しています。

③地区社会福祉協議会（地区社協）等⁷や地域自治組織による活動

地区社協等は、昭和54年（1979年）度から小学校区において住民が主体的に地域の福祉課題を検討する場として市内全小学校区に設置されてきました。当初は、地域の高齢者や障がいのある人などの地域生活支援が中心でしたが、時代の要請とともに幅広く保健衛生や環境・防犯などの地域生活全般にかかわる活動をも担う住民組織としてその役割が広がってきました。

一方で、本市においても、平成2年（1990年）度にコミュニティ推進室（現まちづくり室）を設置し、市職員によるコミュニティ推進担当を配置するなど、地区社協等も含め自治会連合会の小学校ブロックへの支援を図るようになってきました。

また、平成27年（2015年）度からは、おおむね小学校区を単位として、地域で生活するすべての人を構成員とし、継続して地域活動を実施できるような仕組みづくりとして、令和2年（2020年）10月現在、市内13小学校区において地域自治組織の設立が進められています。地域自治組織では、地域の方針や行動計画として「地域ビジョン」を策定することを通じて、地域コミュニティの基盤強化を図ることを目的としています。

④地域福祉ネット会議

地域福祉ネット会議は、第1次計画で示された事業で、高齢者や障がいのある人などの福祉課題について、地域住民主体で考え、話し合う場です。

地区社協等が組織化されて以来、防犯や環境等の幅広い住民活動を推進するようになり、改めて地域の高齢者や障がいのある人などの福祉課題を集約した住民主体の議論の場を構築することを目的に各小学校区で設置が進められており、16小学校区に設置されています。

今後、地域住民が地域の福祉課題を共有し、解決に向けて継続して議論するための場として、さらに活性化していく必要があります。

7 地区社会福祉協議会（地区社協）等：地区社会福祉協議会、まちづくり協議会、コミュニティ協議会など小学校区を代表するまちづくりのための地域団体。

⑥地区ボランティアセンター（助け合いセンター）

地域福祉ネット会議でさまざまな地域の福祉課題について議論を続ける中で、地域内での困りごととは地域内で解決しようとの思いから、各小学校区を単位に地域住民が助け合い、支え合う活動の場として、地区ボランティアセンターが11小学校区で設置されています。地域住民の困りごとに対して、地域住民によるボランティアの登録や活動を行うだけにとどまらず、登録ボランティアの連絡会を設け、研修やボランティア同士の意見交換・情報交換なども定期的に行っており、地域福祉の活動拠点・地域住民相互のコミュニケーションの場としても広がりを見せています。

⑥地域ふれ愛福祉サロン

地域ふれ愛福祉サロン事業は、見守りが必要な高齢者や障がいのある人たちなどを対象に、地域交流と見守りを目的として地区社協等や地域自治組織が自主的に行っている事業で、市内17地区124カ所で実施されています。

⑦地域交流カフェ

地域交流カフェ事業は、参加者を限定せず、近隣に住んでいる人など、誰でも自由に参加できる「つどいの場」として地区社協等や地域自治組織が自主的に行っている事業で、市内11地区19カ所で実施されています。

⑧こどもの居場所づくり

こどもの居場所づくり事業は、地域の子どもたち、高齢者、ボランティアなどが集い、食事や勉強などを通じて交流できる地域の居場所として地区社協等や地域自治組織、教育・福祉・商業などさまざまな分野の団体等が連携し自主的に行っている事業で、市内5地区7カ所で実施されています。

⑨おもちゃライブラリー

手作りおもちゃや大きなおもちゃでの遊びを通して、子どもたちの社会性を伸ばすとともに、子ども同士の交流や子育て中の親同士の交流の場として、また、子育て中の親子を温かく見守る場として、地区社協等や地域住民の協力を得て、市内3カ所で、おもちゃライブラリーを開設しています。

⑩地域子育て支援拠点

就学前の子どもと保護者が自由に集い、子育てについての情報交換や友達づくりを進める場として、市内8カ所で地域子育て支援拠点事業（むっくむっくルームなど）を実施しています。

⑪伊丹市高齢者地域見守り協定

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民だけではなく地域のさまざまな事業所と連携した見守り活動のネットワークを築くため、協力事業所等の日常業務において、気になる世帯の発見（安否確認や生活の異変の察知）と連絡をいただくことで、高齢者等に必要な支援を行うもので、令和2年（2020年）3月現在の232事業所が登録しています。

⑫福祉活動団体やNPO法人、ボランティアグループの活動

福祉活動団体の具体的な活動内容は、高齢者施設への訪問のほか、地域での多世代交流や高齢者や障がいのある人との交流などとなっています。

県民ボランティア活動の広場「内閣府NPOポータルサイト」によると、令和2年（2020年）10月現在、NPO法人は57団体、また、伊丹市ボランティア・市民活動センターによると、令和2年（2020年）10月現在、同センターに登録するグループは131グループで、福祉分野をはじめ各分野でさまざまな活動が行われています。

【小学校区ごとの地域福祉活動等の状況】

（令和2年（2020年）10月現在）

小学校区	中学校区	主な活動							地域包括支援センター
		地域福祉ネット会議	地区ボランティアセンター	地域ふれ愛福祉サロン	地域交流カフェ	こども居場所	おもちゃライブラリー	地域子育て支援拠点	
天神川	荒 牧	○	○	10			1	1	天神川・荻野地域包括支援センター (伊丹荒牧デイサービスセンター内)
荻 野		○		4					
稲 野	西	○	○	7	3	1			稲野・鴻池地域包括支援センター (特別養護老人ホーム桃寿園内)
鴻 池	天王寺川	○	○	6	1				
伊 丹	北	○	○	8	2	2		1	伊丹・摂陽地域包括支援センター (伊丹中央デイサービスセンター内)
摂 陽	笹 原	○	○	9	1			1	
笹 原		○	○	15	1				笹原・鈴原地域包括支援センター (ラスタホール内)
鈴 原	南	○	○	9	1			1	
桜 台	天王寺川			5		1			桜台・池尻地域包括支援センター (特別養護老人ホームあそか苑内)
池 尻		○		7					
花 里	松 崎	○	○	4	2		1	1	花里・昆陽里地域包括支援センター (特別養護老人ホーム伸幸苑内)
昆陽里		○	○	5	2				
神 津	北	○	○	5				1	神津・有岡地域包括支援センター (特別養護老人ホーム協同の苑・メゾンときめき内)
有 岡	南	○	○	8	2				
緑 丘	東	○		5	2			1	緑丘・瑞穂地域包括支援センター (在宅総合型施設ぐる〜りあ内)
瑞 穂		○		5		2		1	
南	南	○		12	2	1	1		南地域包括支援センター (特別養護老人ホームオアシス千歳内)
計		16	11	124	19	7	3	8	

5. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市民公募委員をはじめ、福祉関係者や保健医療関係者、学識経験者等で構成される伊丹市福祉対策審議会に第3次計画の策定に関する諮問を行いました。

伊丹市福祉対策審議会では、計画の策定にあたって専門部会（地域福祉部会）を設置しており、地域福祉部会において、策定にあたっての背景をはじめ、計画内容の具体的な検討を進めました。

また、アンケート調査やヒアリング調査などを通じて、市民や地域福祉活動の関係者、市内で営業する企業・事業所、福祉の専門職、当事者団体などの動向・意識、ニーズの把握に努めるとともに、地域福祉活動の関係者や当事者、学識経験者などで構成されるワーキング会議における、「居場所づくり」「地域づくり」「担い手の確保・育成」「災害」という4つのテーマ設定に活用しました。ワーキング会議では具体的なテーマに沿った検討を進め、地域福祉部会における計画の策定に向けた議論の論点整理に取り組みました。

また、地域福祉計画庁内推進会議では、総合相談支援体制の強化を検討するため専門部会（包括的相談支援検討会）を設置し、相談支援に関わる関係部署と市社会福祉協議会が連携し、総合相談支援体制の検討や具体的な施策・事業の協議を行いました。

さらに、計画について広く市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

アンケート調査	市民アンケート 調査対象：伊丹市在住の18歳以上の市民（無作為抽出） 調査期間：令和元年（2019年）8月23日（金）～9月10日（火） 配布・回収状況：配布数3,000件、有効回収数1,131件、有効回収率37.7%
	市民担い手アンケート 調査対象：地域福祉活動の関係者（民生委員・児童委員、ボランティア等） 調査期間：令和元年（2019年）10月21日（月）～11月11日（月） 配布・回収状況：配布数800件、有効回収数554件、有効回収率69.3%
	企業・事業所アンケート 調査対象：伊丹市中小企業勤労者共済加入企業・事業所 調査期間：令和元年（2019年）12月1日（日）～12月16日（月） 配布・回収状況：配布数288件、有効回収数114件、有効回収率39.6%
ヒアリング調査	専門職ヒアリング 地域福祉に係る専門職を対象として、専門職が抱える課題・問題や専門職と地域との連携、専門職からみた当事者及び地域福祉の担い手などの状況を把握するため、ヒアリング調査を行った。
	団体ヒアリング 市内の当事者団体を対象に、団体の概要・活動内容、伊丹市の福祉環境について、現状や今後の課題に対する考え方などを把握するため、ヒアリング調査を行った。
ワーキング会議	以下のテーマに関する地域の現状・課題や今後の方向性などについてグループ討議を行った。（令和2年（2020年）7月～8月にかけて開催） 第1回「居場所づくり」／第2回「地域づくり」 第3回「担い手の確保・育成」／第4回「災害」

第2章 伊丹市地域福祉計画（第3次）のめざすところ

1. 計画の理念とその柱

1) 計画の理念－「共生福祉社会の実現」

第1次計画及び第2次計画の理念を踏襲し、「共生福祉社会の実現」を理念とします。

福祉における「共生」という言葉は、すべての人がお互いの人権を大事にし、支え合い、共に暮らせる社会を作っていくためのプロセスのなかで生まれたものです。市民への人権教育、福祉教育、権利擁護を推進し、すべての人の権利を守ることができるまちづくりを進めるなかで、その流れを地域福祉のなかで受け継ぎ、考えるために、これまで本市では「共生福祉社会の実現」を理念として掲げてきました。それは、すべての市民が住み慣れた地域の中で、人としての尊厳を持ち、いきいきとそれぞれの個性を発揮しながら、ともに支え合うことで、自立・自律した生活が送れるような社会を表すものです。

国においても、平成30年（2018年）の社会福祉法の改正において、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会という意味の「地域共生社会」を提唱していますが、「共生福祉社会」はその内容を含んだ本市独自の考え方であり、本市がめざすべき社会として引き続き理念に掲げます。

■ 計画の理念

共生福祉社会の実現

■ 理念の柱



1 福祉文化の創造

2 とともに生きる社会づくり
～ソーシャルインクルージョン⁷～

3 地域で自立・自律した生活を
営むことができるまちの実現

4 市民主体に基づく
市民・専門職・事業者・行政の協働

8 ソーシャルインクルージョン：すべての人々を、孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

2) 理念を構成する4つの柱

計画の理念を構成する4つの柱についても、計画の理念と同様に第2次計画の柱を基本とします。

1 「福祉文化の創造」

「福祉」とは、誰もが抱える可能性のある福祉課題に対するサービスであるにもかかわらず、高齢者や障がい者、子どもなどが抱える特別な福祉課題に対する特別なサービスというように捉えられることが多く、なかなか自らのこととして捉えにくい概念です。

こうした福祉課題を「私には関係のない課題」として「行政や専門機関が対応すればいい」と考えるのか、「私にも関係する課題」として「私にも今何かできないだろうか」と考えるかでは大きな違いがあります。

「福祉文化の創造」とは、市民一人ひとりの福祉に向き合う考え方や姿勢のあり方を問うものであり、福祉課題を「私のこと」と捉えることのできるような文化（気風）をつくっていかうということです。

2 「ともに生きる社会づくり（ソーシャルインクルージョン）」

「ともに生きる」という表現は、「障がい者」、「高齢者」、「子ども」、「外国人」、「生活困窮者」、「性的マイノリティ⁹」などと人を特定のカテゴリーを表す言葉でくくり、その後でどのカテゴリーの人とも「ともに生きる」というように使うことが多いのではないのでしょうか。

この計画での「ともに生きる」という表現は、そうしたカテゴリー分けされた人たちも一緒に（「ともに」）という使い方ではなく、そのようなカテゴリー分けそのものをせずに、「お互いの人権を尊重し合いながら市民がともに生きていけるような社会をめざす」という思いを込めています。

また、地域において暮らしているのは地域住民だけではなく、社会福祉法人、企業やNPO等の組織や団体など、さまざまな主体が共存しています。「ともに生きる」とは、「ともに支え合う」ことでもあり、地域で生活するすべての人とそこで活動する組織や団体が、豊かな生活が送れるよう誰もが分けへだてなく、互いに支え合うことができる地域の仕組みこそ、「ともに生きる社会づくり」であるといえます。

3 「地域で自立・自律した生活を営むことができるまちの実現」

ここでいう「自立・自律した生活」とは、日常生活動作（ADL）面での自立、あるいは経済的、職業的な自立を前提としたいいわゆる「自活生活」ではありません。むしろ日常生活動作あるいは就労することに制約があっても、人はそれぞれ自分自身の意思や想いに基づいて自己選択や自己決定を行い、さまざまな社会資源を活用することで、地域社会において市民としてごく当たり前の生活を営むことができることを意味しています。

4 「市民主体に基づく市民・専門職・事業者・行政の協働」

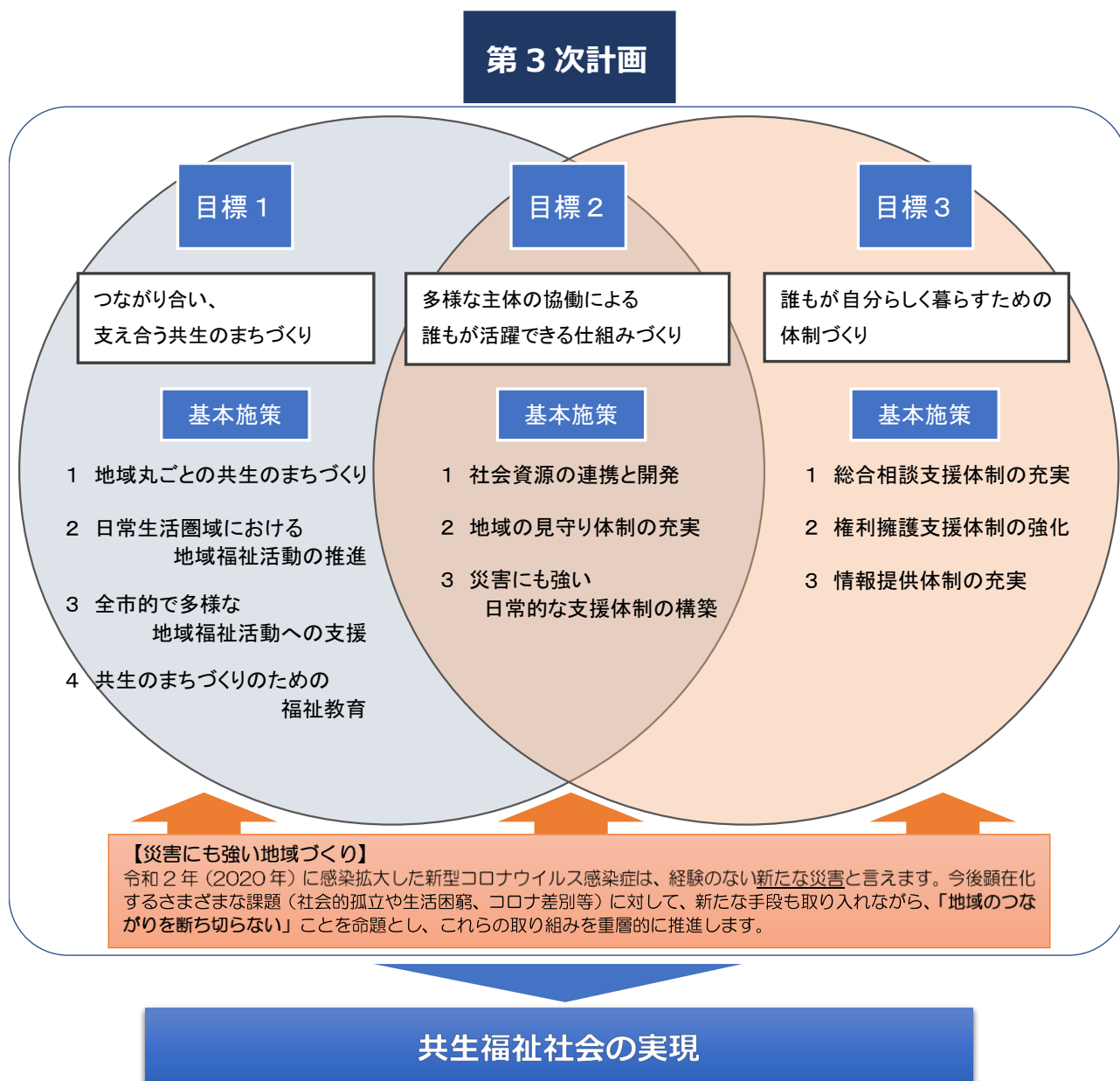
地域福祉をつかっていく主体はあくまでも「市民自身」です。その上で市民参加や男女共同参画社会の実現という観点も含め「市民主体」としています。

このようにまず市民を地域福祉推進の主体と位置づけた上で、その市民と専門職、事業者、行政が協働して地域福祉を創造していくことを目標として定めています。また、ここでの「市民」とは、地域で生活している「生活者市民」だけではなく、企業やそこで働く人たち（「事業者市民」）、その地域に関わる活動団体やボランティアも含んでいます。

9 性的マイノリティ：性同一性障害や同性愛者など性的に少数とされる人たち。性的少数者、LGBT（レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がい者等の身体の性と心の性が一致しない者）の頭文字を合わせた言葉）といわれることもある。

2. 計画の体系

計画の理念である「共生福祉社会の実現」をめざし、計画の体系を次のように設定します。

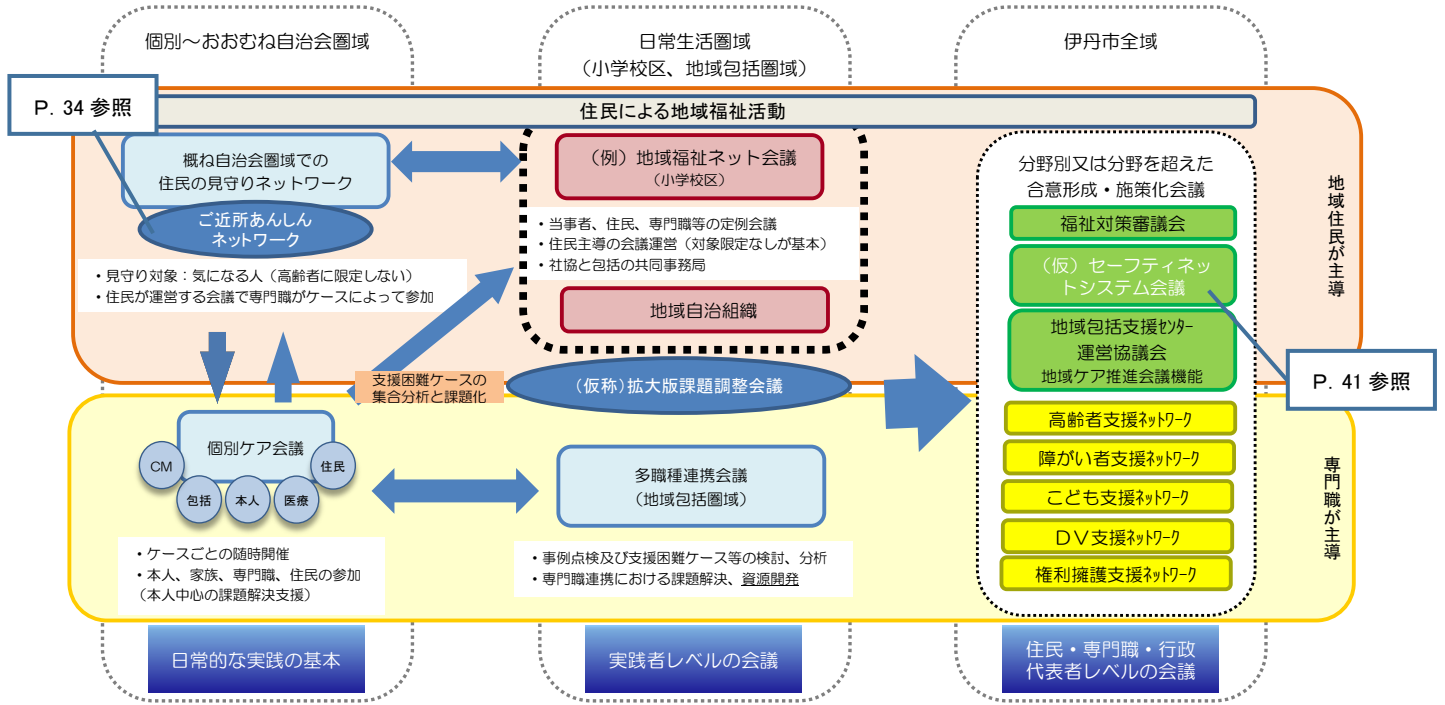


「まちづくり」と「地域づくり」

「まちづくり」と「地域づくり」の言葉の意味に差異はなく、全国それぞれの地域によって使い分けられているものです。当計画においては、「市全体」の取り組みや方向性について示す時は「まちづくり」、より「住民に身近な圏域」における取り組みや方向性について示す時は「地域づくり」と表記しています。

また、国の「重層的支援体制整備事業」においては、「地域づくりに向けた支援」が示され、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すための取り組みを行うものとされています。伊丹市においても、「地域づくり」には、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができるといった意味を含めています。

【目標１～目標３に関わる官民の協議の場の全体像】



地域福祉ネット会議や地域自治組織等の「地域における協議の場¹⁰」を活用して地域福祉を推進

(出典) 伊丹市 資料

伊丹市においては、圏域ごとに地域住民や専門職を主体とした協議の場をもち、それぞれが連携し合いながら重層的な支援のネットワークを形成しています。住民主体で、最も身近な圏域において住民同士の見守りや声かけを行い、日常生活圏域において地域福祉ネット会議や地域自治組織の活動により地域福祉課題の解決に取り組み、市全域では地域福祉の合意形成・施策化会議を行い、それぞれの協議の場で専門職が協働しながら地域福祉を推進しています。

10 地域における協議の場：生活支援コーディネーターやその他の関係機関等が参画する、地域における定期的な情報共有及び連携強化の場、中核となるネットワーク（中学校区をエリアとする協議体（厚生労働省総合事業ガイドラインにおける第2層））。

■ 第 3 章の構成と見方

20ページの「計画の体系」に基づき、目標及び基本施策ごとに現況、今後の主な取り組み、具体的な取り組み内容について記載しています。

- はじめに、基本施策のテーマに即し、国の取り組みや伊丹市の取り組み、市民意識調査結果などを踏まえた課題や、また地域福祉を推進する上で求められている現況を記載しています。
- 【主な取り組み】には、関連する施策・事業を集約し「項目」として、その具体的な取り組みの「内容」と「推進主体」を記載しています。
- 地域福祉は市民と行政による協働の取り組みですが、この計画は伊丹市及び伊丹市社会福祉協議会が、協働の取り組みを進めるため、あるいは市民の取り組みを支援するための行政計画であることから、「推進主体」は「伊丹市」または「市社協」、あるいは協働の意味で「伊丹市 市社協」としています。また、「市社協」は、地域の住民や団体が参加し、熟議を行う「住民主体の協議体」組織であることから、民間を代表する「推進主体」となります。

第3章 計画の理念と目標達成のための主要な取り組み

目標1 つながり合い、支え合う共生のまちづくり

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態は、地域福祉活動においても、今までのように集い、ふれあう支援のあり方に変容を迫り、つながりの希薄化、経済的困窮や差別、社会的孤立などの従来の問題を加速度的に進行させています。そういった状況においても、新しいコミュニケーションや支援の形を模索し、つながりを断ち切れず支え合う共生のまちづくりを早急に進める必要があります。誰もがいきいきと安心して暮らすために、地域福祉や人権などについての正しい理解にもとづく「まちづくり」の、日常からの実践が重要になります。

一方で、地域福祉活動の担い手の確保・育成が喫緊の課題となっており、新しい担い手像の形成とともに、「支える」「支えられる」といった一方通行の概念ではなく、相互支援といった考え方をもって、長期の視点に立った地域福祉活動の活性化とつどいの場づくりが求められています。

このため、地域コミュニティの基盤強化を図りつつ、地域丸ごとの地域福祉活動をめざして、多様な協働と参画による福祉のまちづくりを推進します。

基本施策1 地域丸ごとの共生のまちづくり

令和3年（2021年）度より新たに創設される「重層的支援体制整備事業」は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域の各分野が連携することにより、さまざまな資源を最大限に活かし、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的な地域や社会をつくることをめざすものです。

本市では、人口の減少や少子高齢化等の影響で地域福祉の担い手が高齢化・固定化し、地域住民同士の関係が希薄化している状況の中、共生福祉社会を実現させるために、地域福祉活動の担い手を確保し、その活動を支援するための体制づくりを進めてきました。

①住民主体の「話し合い」と「助け合い」の充実

地域住民が主体となって地域の福祉課題の解決に向けて話し合う、地域福祉活動の基盤となる協議の場を充実させ、担い手同士の連携を促進し、協働して取り組む体制を構築します。

地域活動を活性化させるためには、地域住民だけではなく介護や障害等の各分野にわたる関係機関が「地域における協議の場」に参画し、地域のあり方とともに議論し、課題や情報を共有した上で、解決に向けて協働して取り組むことが必要です。

そこで、生活支援コーディネーターやコミュニティワーカーに加え、（仮）地域支援コーディネーターを新たに配置します。そして地域住民と専門職の両者、並びに地域内に複数存在する「地域における協議・協働の場」を橋渡しし、その機能を拡充させながら、専門性を発揮して地域組織を支援します。

②多様な主体による地域活動の促進

これまで地域活動への参加が十分ではなかった現役世代や若者に関心を持ってもらうため、ライフステージや多様なテーマごとによる活動の仕掛けや発信等を行います。

また、これまで「支えられる側」であった高齢者や障がい者、ひきこもりの人々等にも役割を創出し、「お互い様」の精神を具体的な形にするとともに、生きがいつくりや居場所づくりにつなげるなど、多様な主体を地域活動の担い手に取り込んでいく仕組みづくりを検討します。

③つどいの場の充実

身近な地域での高齢者を中心としたつどいの場を土台に、多世代交流の場や、障害の有無に関わらず誰もが参加でき、多様性を認め合える共生型のつどいの場、日々の見守りや早期のSOSなどニーズキャッチできるつどいの場など多様なつどいの場づくりを推進します。

また、こうしたつどいの場を活用し、社会から孤立しがちな人や世帯が役割を持ち、地域とつながる機会を提供します。

◆主な取り組み◆

①住民主体の「話し合い」と「助け合い」の充実

項 目	内 容	推進主体
(仮)地域支援コーディネーターの配置	地域づくりに向けた支援を行う(仮)地域支援コーディネーターを配置し、コミュニティワーカー等との連携による地域づくりを推進します。 (地域づくりに向けた支援)	伊丹市 市社協
住民主体の協議の場の充実	福祉以外の担い手の協議の場への参画を働きかけ、その機能拡充を図ります。 (地域づくりに向けた支援)	伊丹市 市社協
住民主体の協働の場の充実	コミュニティワーカーと(仮)地域支援コーディネーターの支援により、地域住民等が相互に交流できる環境を整備します。 (地域づくりに向けた支援)	伊丹市 市社協

②多様な主体による地域活動の促進

項 目	内 容	推進主体
市民活動と地域福祉活動のマッチング	多様な市民活動と地域課題をマッチングさせ、福祉的視点を加えた市民の多様な社会参加を推進します。	伊丹市 市社協
地域福祉活動の多様な担い手の育成	現役世代や若者、子どもが地域福祉活動に関心を持つよう、福祉教育や世代間交流を推進します。また、支援の必要な人を、地域の多様な活動主体と協働して支える役割を担える専門職の育成を図る研修を行います。	市社協

③つどいの場の充実

項 目	内 容	推進主体
多様なつどいの場づくりの推進	高齢者や児童、障害の有無に関わらず、誰もが参加できる多様なつどいの場づくりを進めるとともに、ＩＣＴ ¹¹ の活用など新たなつどいの場の形についても検討します。	伊丹市 市社協
つどいの場の活性化	地域住民によるつどいの場を支援し、地域で気になる人の見守りや通いの場としての機能を強化します。	伊丹市 市社協

11 ICT: ICT (Information and Communication Technology) は情報・通信に関する技術の総称。日本においては従来使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として近年広まりつつある。

基本施策２ 日常生活圏域における地域福祉活動の推進

地域福祉活動を活性化させるためには、福祉サービスや制度、施設などを充実させるだけでなく、地域福祉を担う人や組織を支援するとともに、地域で暮らす人々にお互いに支え合うという気持ちを浸透させる必要があります。

「市民アンケート調査」では、全体の約９割が「住民相互の支え合い、助け合いの必要性」を感じており、６割を超える人が「近所づきあいの中で『手助けしたいこと』がある」と回答しており、今後は退職した団塊の世代をはじめ、現役世代や若者、子どもにも地域福祉に興味をもってもらうための仕組みづくり、さまざまな人が地域活動へ参加し交流できる新たなアプローチが必要です。

①地域福祉のコミュニティづくり

日常生活圏域における地域福祉活動を推進するため、地域の将来像を描く地域ビジョンの策定に福祉の視点も持って参画し、策定後も継続的に関わっていきます。また、地域福祉ネット会議や地区ボランティアセンターといった地域福祉推進の基盤となる活動と地域自治組織等との関係性について整理します。

②地域福祉活動の活性化

住民が地域福祉活動に参加し、やがて担い手として活動を継続できるよう、支援体制を充実させるとともに、各種団体をはじめとするさまざまな担い手への支援体制の強化を行います。

◆主な取り組み◆

①地域福祉のコミュニティづくり

項 目	内 容	推進主体
地域ビジョン策定支援	福祉的視点を盛り込んだ地域ビジョンの策定を支援するとともに、その将来像の実現に向けた取り組みを支援します。	伊丹市 市社協
地域自治組織などによる地域福祉活動の促進と支援	地域福祉ネット会議及び地区ボランティアセンターの地域自治組織等における位置づけを整理するとともに、その活動を支援します。	伊丹市 市社協

②地域福祉活動の活性化

項 目	内 容	推進主体
小地域福祉拠点（地域福祉ネット会議等）における総合的な支え合いの仕組みづくりの推進	地域福祉ネット会議等において、地域の生活課題や福祉課題を共有し、市民の見守りや支え合いなどの地域福祉活動と公的な福祉サービスを調整する機能を充実させるなど、総合的な支え合いの仕組みづくりに努めます。また、市民自らが地域の福祉課題を共有するネットワーク会議として、地域福祉ネット会議の機能拡充を図るため、地域福祉ネット会議の参加層を拡大し、地域住民と専門職との協働を推進します。	伊丹市 市社協

地区ボランティア活動を通じた地域の福祉力の強化	市民の知識・技術などを地域福祉活動に活かす仕組みづくり（地区ボランティアセンターなど）を進めるとともに、住民コーディネーターの養成に努めるなど、地域内の福祉活動の調整（コーディネート）の為に環境整備を行い、充実させます。また、市民が地域福祉活動に参加しやすくなるよう、地域福祉に関する講座等を開催し、啓発を行います。	伊丹市 市社協
--------------------------------	---	--------------------

基本施策3 全市的で多様な地域福祉活動への支援

共生福祉社会を実現するためには、公的な福祉サービスと地域福祉活動団体やボランティアグループ、NPO法人などによるインフォーマルサポートがうまく協働することによって、これまで以上に、地域での暮らしが豊かで安心できるものになると期待されます。

複雑・多様化している福祉ニーズには、既存の制度による公的な福祉サービスだけでは十分対応できなくなってきており、こうしたニーズに対応するためには、行政やサービス提供事業者のみならず、当事者組織をはじめ、ボランティアやNPO法人、さらには企業・商店会やそこで働く人たちなどの地域活動への参加が必要です。

①人材育成と組織支援

地域住民、社会福祉法人、事業者、当事者や各種団体が地域福祉活動に参画できるよう、研修等による人材育成を推進するとともに、組織による地域福祉活動を支援します。福祉の分野にとどまらない連携や情報共有を促進し、地域福祉活動を通してそれぞれの主体をつなぎ、伊丹市全体で共生のまちづくりを実現します。

②福祉的な視点を盛り込んだ市民活動の促進

ボランティア・市民活動センターでは、市内で既に取り組みされているさまざまな市民活動に福祉的な視点を盛り込む働きかけを行い、地域課題の解決につなげるなど、新たな形の市民の福祉活動を支援していきます。

◆主な取り組み◆

①人材育成と組織支援

項 目	内 容	推進主体
当事者組織（セルフヘルプグループ）の支援	既存の当事者組織への支援とともに、ひきこもり、発達障害、認知症、LGBTs など性的マイノリティなどの課題により生きづらさを抱える当事者の組織づくりを支援します。また、当事者が地域活動や協議の場に参加することを支援します。	伊丹市 市社協
事業者（企業）等における地域貢献の促進	事業者（企業）等の設備や空間、専門的な知識や技術、人材などを、地域福祉活動を進める上での資源として活用するよう働きかけるなど、その地域貢献を促進します。	伊丹市 市社協
地域福祉活動の多様な担い手の育成 （※再掲）	現役世代や若者、子どもが地域福祉活動に関心を持つよう、福祉教育や世代間交流を推進します。 また、支援の必要な人を、地域の多様な活動主体と協働して支える役割を担える専門職の育成を図る研修を行います。	市社協

②福祉的な視点を盛り込んだ市民活動の促進

項 目	内 容	推進主体
ボランティア・市民活動センターの強化	さまざまな福祉活動団体、NPO法人、ボランティアグループをはじめ、ボランティア活動をしようとする市民が、気軽に相談し、集まれる環境をつくれます。また、多様な市民活動と地域課題をマッチングさせ、福祉の要素を盛り込んだ多様な市民活動を促進します。	伊丹市 市社協
ボランティア講座の開催と実践の場の提供	さまざまな地域福祉活動やボランティア活動への市民参加を働きかけるため、多様なボランティア講座を継続して開催します。また、社会福祉施設や医療機関等との連携により、ボランティア実践の場の提供を促進します。	市社協

基本施策４ 共生のまちづくりのための福祉教育

人権教育や福祉教育、権利擁護を進めつつ、孤立することなく誰もが受け入れられる多文化共生、ソーシャルインクルージョンのまちづくりをめざしています。

しかし、社会においては、複合的な課題を抱える世帯、社会的孤立、生活困窮、ひきこもりなどのケースが顕在化し、また国籍の違いやLGBTsなど性的マイノリティ（少数派）、障がい者への差別や偏見などが依然として存在しており、孤独死や自殺につながる社会の中での生きづらさがあるのも現実です。また、「市民アンケート調査」によると、約７割の人が福祉への関心を持っている一方で、福祉について学ぶ機会が「ない」という人が同じく約７割に上っています。

①福祉教育の充実（ソーシャルインクルージョンの形成）

包摂・共生の意識を浸透させるためには、小さいころから人権意識や福祉意識を高め、誰もがともに地域で暮らし、多様な価値観を認め合い、お互いに当たり前に支え合うことができるようなまちづくりが必要です。

世代や属性に関わらず、地域での交流等に積極的に参加できるよう、人権教育や福祉教育に取り組み、誰もが当事者であり、相互に支え合うという意識を醸成し、郷土愛を持った人材を育てます。

◆主な取り組み◆

①福祉教育の充実（ソーシャルインクルージョンの形成）

項 目	内 容	推進主体
福祉学習の環境支援・仕組みづくりの強化	ボランティアの参加機会づくり、学校と社会福祉施設、地域住民等との連携によるボランティアの体験機会づくり、生活困窮やひきこもりなどのさまざまな福祉課題に対する福祉学習などを通じて、広く市民が学ぶことができる環境・仕組みづくりを支援します。	伊丹市 市社協
障害や障がいのある人に対する理解の促進	障がいのある人の地域移行や社会参加を促進するため、障害者差別解消法の周知・啓発を行うとともに、障害に対する正しい知識や障がいのある人に対する理解を深め、不当な差別を受けることがないよう、学校をはじめ地域等において教育や啓発を進めます。	伊丹市 市社協
マイノリティに対する理解の促進	障害やLGBTsなどのマイノリティに対する正しい知識や理解を深め、不当な差別を受けることがないよう、学校をはじめ地域等において教育や啓発を進めます。	伊丹市 市社協

目標 2 多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり

地域では制度の狭間にある人や複合的な問題を抱える世帯、自らSOSを発信できない人などをはじめ、社会的孤立や経済的困窮などのさまざまな課題を抱えた支援を必要とする人を、日常においても災害時においても、適切な支援に結びつけるため、地域主体の見守り活動をはじめ、地域と福祉サービス事業者や専門相談機関、行政などの連携による「協議（話し合い）」「協働（助け合い）」を促進する仕組みづくりや社会資源の調整が必要です。そして、社会状況の変化にともなう新たな社会資源の開発とともに、多様なニーズをもつ人々を必要な資源へと結びつけるコーディネート機能を充実させ、だれもが地域社会とつながり「社会参加」できるよう支援を行います。

また、市社会福祉協議会と一体となって、地域の関係諸団体をはじめ、障がいのある人などの当事者組織、福祉サービス事業者等との多様なネットワークづくりを推進します。

基本施策 1 社会資源の連携と開発

複雑・多様化する地域の福祉ニーズに対応するためには、ひとつのサービス機関や既存の公的福祉サービスだけでは解決できない問題も多くなってきました。

そのため、保健・医療・福祉・介護分野をはじめ、その他多様な主体が連携を図り、既存の制度では利用可能な資源が存在しない要援護者などに対し、サービスの提供を総合的に調整する必要があります。

①多様な主体による連携促進

地域における複雑・多様化する福祉課題に対応するため、情報の共有化を図り、「何のために話し合い、助け合うのか」、「どのような地域にしていけるのか」、という目的や価値観を共有するとともに、圏域を超えたさまざまな活動主体の連携を進めます。

②社会資源をつなぐ仕組みづくり

新たに設置する(仮)参加支援コーディネーターが中心となり、(仮)地域支援コーディネーター、(仮)相談支援コーディネーター、生活支援コーディネーターやコミュニティワーカーなどが連携し、社会資源の調整を図りながら、新たな支援を展開していきます。

◆主な取り組み◆

①多様な主体による連携促進

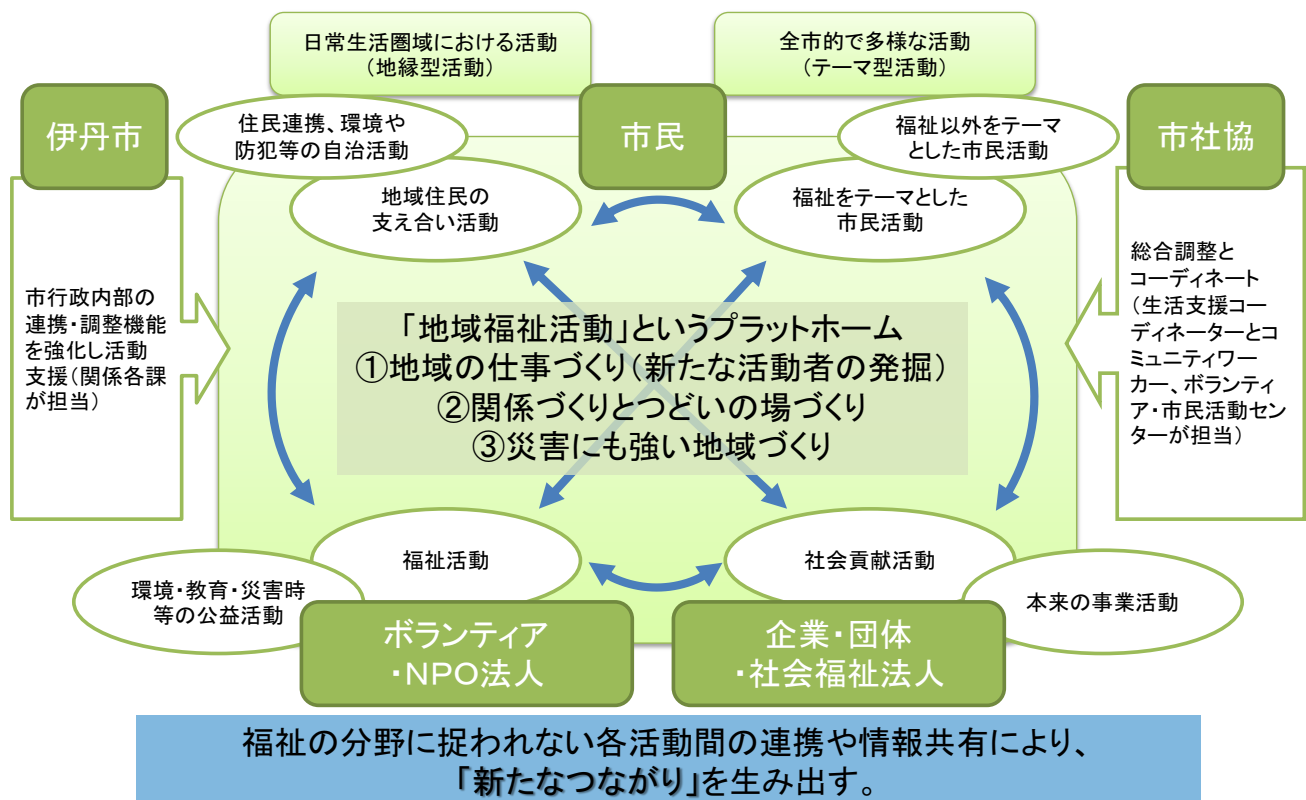
項 目	内 容	推進主体
多様な主体の連携による地域福祉活動の推進	地区社協等や地域自治組織、社会福祉法人、NPO法人、各福祉団体、ボランティアグループ等と連携し、地域活動を促進するとともに、企業や商店街等と地域福祉を結びつけた新たな支援やサービス提供の推進に取り組みます。	伊丹市 市社協

各種事業と生活支援 コーディネーター・ コミュニティワーカーの連携	潜在的あるいは複合的な福祉ニーズ等に対応・支援するために、生活支援コーディネーターと、地域包括支援センター、地域生活支援センター、ボランティア・市民活動センターが連携、協働し、新たな社会資源の開発や仕組みづくりに取り組み、支援体制の充実を図ります。	伊丹市 市社協
---	--	------------

②社会資源をつなぐ仕組みづくり

項 目	内 容	推進主体
(仮) 参加支援コーディネーターの配置	(仮) 地域支援コーディネーター、コミュニティワーカー等と連携し、既存の社会資源の調整等による対象者や世帯に合った支援を行うため、(仮) 参加支援コーディネーターを配置します。 (参加支援)	伊丹市 市社協
民間企業等の社会資源の活用	地域における新たな資源提供者として民間企業等との連携を進め、支援を必要とする福祉活動の実践者とのマッチングを行う仕組みづくりに取り組みます。 (参加支援)	伊丹市 市社協

【多様な主体の「つながる」体制づくり】



(出典) 伊丹市 資料

基本施策２ 地域の見守り体制の充実

人間関係の希薄化や、世代間のコミュニケーションの断絶、ひとり暮らし高齢者の増加を背景として、地域活動の担い手が不足していく一方で、地域で見守りや支援を必要とする人は、今後ますます増加していく傾向にあることが予想されます。

「市民アンケート調査」においても、住民相互の自主的な支え合い・助け合いを必要だと思う人は9割を超えており、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりを進めることが求められています。そのため、市民が主体となった重層的な支え合い活動を推進するため、自治会、民生委員・児童委員などによる見守り活動や助け合い活動への支援が必要となっています。

①地域での見守り・支え合い体制の充実

地域での見守り・支え合い活動を推進するため、住民同士の情報共有を行い、協働へとつなげる話し合いをする場の整備を進めます。また、地域と専門職（ケアマネジャーや生活支援コーディネーター、コミュニティワーカーなど）が協働して地域の課題に取り組むなどの連携を進めます。

②日常生活における安全確保のための支援

地域におけるつどいの場などを通じて、地域において支援が必要な人に関する情報共有を行い、見守り活動に結びつくような支援を展開するとともに、高齢者に対してだけではなく、子ども、障がいのある人やひきこもりなどの課題を抱える人などについても、当事者団体との連携も含めて、地域で見守り・支え合いの支援を実施していきます。

◆主な取り組み◆

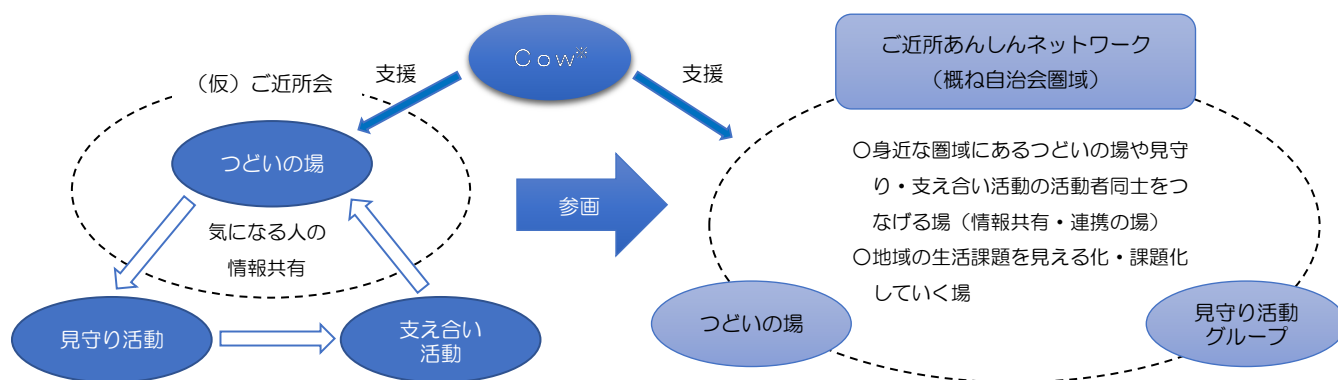
①地域での見守り・支え合い体制の充実

項 目	内 容	推進主体
「ご近所安心ネットワーク」事業の推進	地域ふれ愛福祉サロン等、既存のつどい場を中心とした、地域で見守りが必要な人の情報共有や生活課題等について話し合う場、気になる人の情報を意識的に共有する場として、「（仮）ご近所会」の開催を働きかけるとともに、活動者同士の情報共有・連携の場である「ご近所あんしんネットワーク」への参画の輪を広げ、地域生活課題を早期に発見する力や、協働して解決できる力を高めることで、地域住民の生活課題に応じた取り組みづくりを支援します。	市社協
多様な担い手による地域の見守り活動の促進と強化	子どもの健全育成や犯罪防止、社会的孤立の防止、認知症高齢者の見守りや早期の支援に繋げるため、地区社協等や地域自治組織、警察、事業者等との連携による地域における幅広い見守り活動を進めます。	伊丹市 市社協

②日常生活における安全確保のための支援

項 目	内 容	推進主体
ひとり暮らし高齢者等の安全確保の検討	虚弱なひとり暮らし高齢者等に対する緊急通報システムについて、近隣協力員の見守りなども含め、事業のあり方について検討します。また、事業者等との連携による高齢者見守り協定事業を推進し、社会資源を活かした地域見守りネットワーク体制の構築を図ります。	伊丹市 市社協
住民主体の協働の場の充実（※再掲）	コミュニティワーカーと（仮）地域支援コーディネーターの支援により、地域住民等が相互に交流できる環境を整備します。 （地域づくりに向けた支援）	伊丹市 市社協
つどいの場の活性化（※再掲）	地域住民によるつどいの場を支援し、地域で気になる人の見守りや通いの場としての機能を強化します。	伊丹市 市社協

【「（仮）ご近所会」と「ご近所あんしんネットワーク」の関係図】



※Cow：伊丹市社協のコミュニティワーカー

（出典）伊丹市社会福祉協議会 第7次地域福祉推進計画（発展計画）

基本施策３ 災害にも強い日常的な支援体制の構築

「市民アンケート調査」では、参加したい活動として、災害関係の活動への関心が高く、また「市民担い手アンケート調査」等においても、災害関係の活動への関心は高い割合を示すなど、近年頻発する自然災害により市民の防災意識は高まっています。

災害は、世代や属性を問わず、あらゆる人々に降りかかるものであり、防災は地域のすべての人が協働して、取り組むべき課題であることから、防災対策はまちづくりそのものにつながります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会的孤立を深め、「顔の見える関係」づくりや従来の支援のあり方を困難にしています。

①地域における要援護者の支援体制づくり

すべての人が安全に避難できるよう、普段からの災害への備えが必要ですが、特に避難の際に支援を必要とする高齢者や障がい者などへの支援体制を構築することは、地域全体の課題であることから、行政、地域住民、事業所などが連携し、災害時要援護者への適切な支援へとつなげます。

②日常からの顔の見える関係づくり

災害が発生した際に、要援護者への対応を迅速かつ的確に行うために、日頃から隣近所での声かけや、地域における支え合い活動をより一層促進し、高齢者や障がい者など支援が必要となる人が地域のどこにどのように暮らしているのかを適切に把握するとともに、「顔の見える関係」を構築します。

③災害時における合理的配慮

福祉避難所の周知や、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、女性や性的マイノリティの人たちへの合理的配慮も含めた誰もが生活しやすい避難所の環境整備を進めます。

④防災意識の醸成

さまざまな啓発活動と防災教育によって、支援を必要とする人への理解を促進し、防災意識を醸成することによって、地域のつながりを断ち切らず、非常時であっても誰もとりこぼさない、災害にも強いまちづくりを推進します。

⑤感染症等に対する備え

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症発生時においても、感染拡大防止の観点を踏まえつつ、地域のつながりを絶やさないことが重要です。

感染症やその対策・対応等の適切な情報を発信するとともに、ＩＣＴ等を活用し、感染症発生時においても、地域での人と人とがつながる活動が継続できるような方策を検討します。

◆主な取り組み◆

①地域における要援護者の支援体制づくり

項 目	内 容	推進主体
避難行動要支援者支援制度 ^{1 2} の推進	適切な個人情報の取り扱いに基づき、避難行動要支援者名簿を活用した地域における支援体制を強化します。	伊丹市
災害ボランティアセンターの設置等	災害時には災害ボランティアセンターを速やかに設置できるよう、日頃から災害ボランティアやNPO法人、企業、商店、その他支援者・団体の情報や支援の受け入れ体制の整備を進めるとともに、災害ボランティアの登録、養成・訓練を行います。	伊丹市 市社協

②日常からの顔の見える関係づくり

項 目	内 容	推進主体
地域での支援体制づくり	地域での要援護者の安否確認や情報伝達、要支援者名簿の共有と活用、災害時の避難をはじめとした助け合い活動など、日頃からの地域での支援体制づくりを進めます。	伊丹市 市社協

③災害時における合理的配慮

項 目	内 容	推進主体
避難所における環境整備	福祉避難所 ^{1 3} の周知、避難所や福祉施設での災害時における問題点、要援護者の受け入れ、外国人や女性、性的マイノリティの方など、その属性によって配慮を必要とする人達の多様なニーズへの対応等について課題整理を行います。	伊丹市

④防災意識の醸成

項 目	内 容	推進主体
防災をテーマとしたワークショップの開催支援	地区社協等や地域自治組織において、福祉・防災マップ作りなどの取り組みをはじめとする、防災をテーマとしたワークショップの開催促進を支援します。	伊丹市 市社協

1 2 避難行動要支援者支援制度：緊急・災害時などの救助・救護活動などにおいて支援を必要とする方々について、避難行動要支援者名簿を作成し、要支援者についての個人情報を適切な管理のもと地域の一定の範囲で共有・活用し、平常時からの見守りも含めて、災害発生時における地域の要支援者への支援をより確実なものとするもの。

1 3 福祉避難所：高齢者、障がいのある人、妊産婦などのうち、一般の避難所での生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう、市がその指定をしている避難所。

⑤感染症等に対する備え

項 目	内 容	推進主体
感染症に対する情報発信	感染症に対する適切な情報や感染拡大防止のための対策マニュアル等の情報を提供し、感染予防の周知啓発を推進します。	伊丹市 市社協
I C Tの活用	パソコンや携帯電話、スマートフォンなどI C Tの活用による、新たなつながり合う仕組みを検討します。	伊丹市 市社協

災害時要援護者とは

在宅で生活を営む次の障がいのある人、高齢者及びこれに準ずる人のうち、災害時において地域による支援が必要な人。

1 障がいのある人

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人

2 高齢者

おおむね 65 歳以上で、常時寝たきりの状態にある人、中度以上の認知症を有する人、常時ひとり暮らしの人、虚弱な人、その他自ら支援を必要とする人

目標3 誰もが自分らしく暮らすための体制づくり

障害があったり、加齢に伴い生活機能が低下していたりしても、さまざまなサービスや地域福祉活動による支援などを利用することで、地域社会で、いきいきと自分らしく暮らせるようにすることが重要です。また、複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、社会参加につなげるためには、身近な地域での相談支援体制とともに、地域と専門機関、専門機関間の連携による「総合相談」支援体制の構築・強化が不可欠となっています。

さらに、高齢者や障がいのある人の中には、判断に支援が必要な人も少なくない状況があり、財産管理や福祉サービス利用のための契約などに権利擁護支援が必要となっており、地域において権利擁護に関する理解醸成や人材育成も求められています。

このため、市社会福祉協議会や地域団体等と連携し、必要な時に必要な福祉サービス等が受けられるよう、情報提供や相談支援体制、権利擁護支援体制の強化など、誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくりを進めます。

基本施策1 総合相談支援体制の充実

地域では、民生委員・児童委員、障害者相談員等が市民の身近な相談相手役として日常的に相談支援活動を行っているほか、専門的な支援として、市役所の各窓口をはじめ、地域包括支援センター、地域生活支援センター、子育て支援センターなどが相談に応じ、それぞれ連携しながら、適切な福祉サービスや地域での支え合いも含めた支援につなげています。

また、平成27年（2015年）4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業所として設置した「くらし・相談サポートセンター」が、制度の狭間に置かれた人を受け止めるとともに、複合的な課題を抱えた人を、それぞれの課題に合った担当窓口、関係機関、さらには地域や事業所等につなぎ、総合的な支援を実施するコーディネーターとしての役割を果たしています。

①連携による総合相談支援体制の構築

総合相談支援体制は、各相談支援窓口をバックアップする重要な役割を果たしています。

市及び市社会福祉協議会に新たに配置する（仮）相談支援コーディネーターを中心に各関係機関の調整により連携強化を図り、関係機関同士の互いに顔の見える関係づくりを進めます。さらには福祉の専門職ではない関係機関や団体も含めた緩やかなネットワーク（（仮）セーフティネットシステム会議）を形成することで、包括的に受け止められる総合相談支援体制を構築していきます。

②身近な地域での相談支援体制の充実

自らSOSを発信することが難しい人に、地域におけるボランティア活動等、幅広い社会参加の機会を提供し、お互いに支え、支えられるという双方向の関係の中で自尊感情を高め、より積極的に社会に参加するための出口づくりを行うなど、地域で新たな孤立を生まない「見守り」の体制づくりを推進していきます。

◆主な取り組み◆

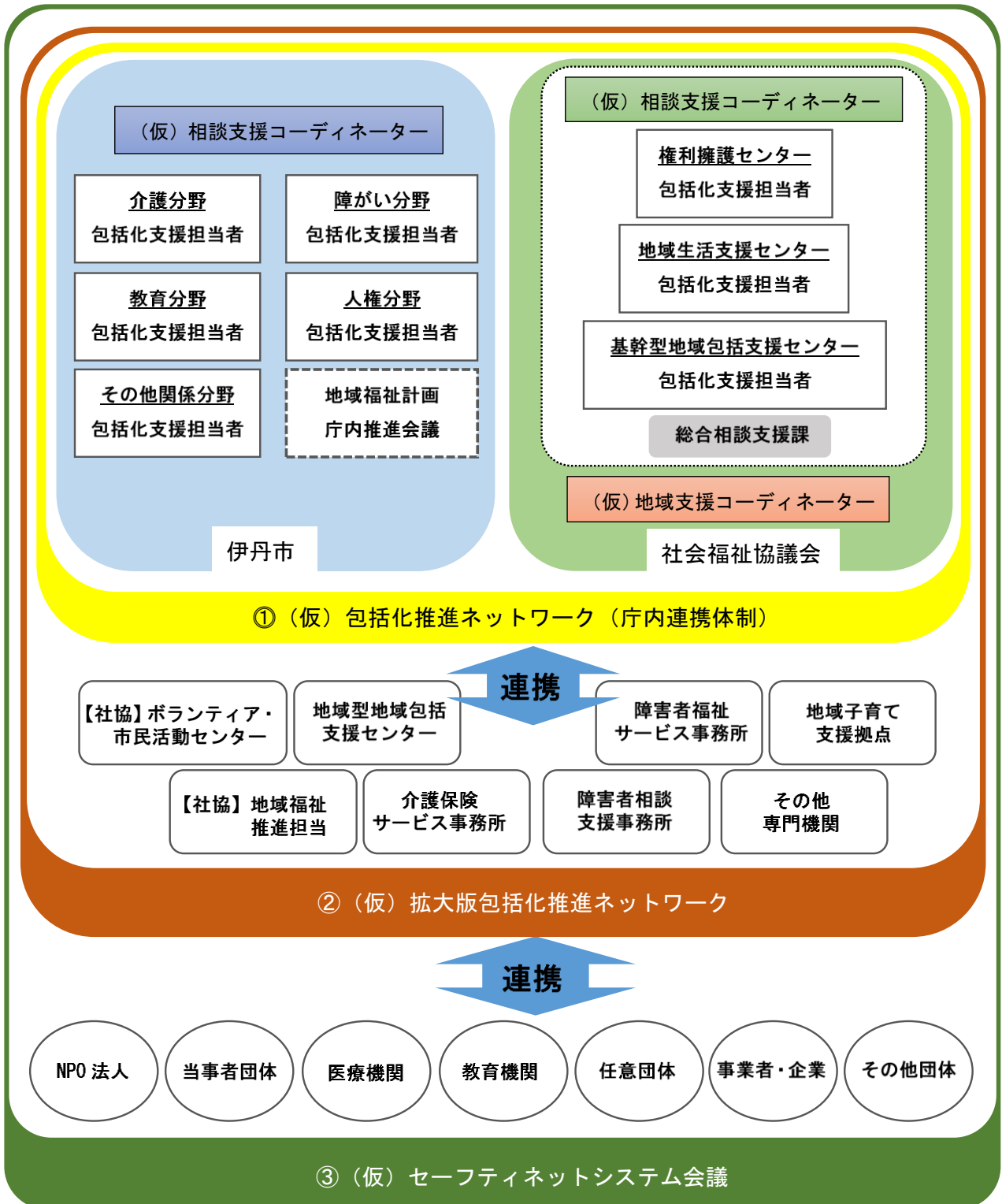
①連携による総合相談支援体制の構築

項 目	内 容	推進主体
(仮)相談支援コーディネーター等の配置	相談窓口の連携強化を図るため、市及び市社会福祉協議会に（仮）相談支援コーディネーターを配置するとともに、各庁内窓口担当課及び市社会福祉協議会委託相談窓口に包括化推進担当者を配置します。 (相談支援)	伊丹市 市社協
相談支援包括化ネットワークの構築	包括化推進担当者を配置する窓口の連携強化を図る（仮）包括化推進ネットワークを構築します。さらに、庁外の相談機関や支援機関等を含めた（仮）拡大版包括化推進ネットワークを構築します。 →P. 40 図ハ（相談支援）	伊丹市 市社協
(仮)セーフティネットシステム会議の開催	（仮）拡大版包括化推進ネットワークに、NPO法人、当事者団体、医療機関、事業者、その他関係団体等を含めた緩いネットワークを構築するため、（仮）セーフティネットシステム会議を開催します。 (相談支援)	伊丹市 市社協
生活困窮者自立支援事業の強化	制度間のコーディネートや社会参加の仕組みづくりに向けたコーディネート等を行うことで、福祉分野とそれ以外の分野との連携を更に強化します。	伊丹市 市社協

②身近な地域での相談支援体制の充実

項 目	内 容	推進主体
地域での相談支援体制の整備	日常生活圏域において、コミュニティワーカーを中心とした、地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備と周知を進め、民生委員をはじめとする地域の関係者、関係機関等と連携し、自ら支援を求めることができない人々へのアウトリーチ活動も含めた、地域生活課題の早期把握をはかります。 (地域づくりに向けた支援)	伊丹市 市社協
伴走型支援の推進	支援先につなげた後も対象者への定期的な面談等による状況確認に加え、受入先の支援者とも連携し、継続的につながり続けるための伴走型支援を行います。 (相談支援)	伊丹市 市社協
当事者や家族等が相談しやすい体制の充実	新たに設置されるこども家庭総合支援拠点や地域生活支援拠点を始め、各相談支援事業所など相談窓口の周知を図るとともに、インフォーマルサポートから公的サービスまでの相談に対して適切な支援につなぐ体制づくりを進めます。	伊丹市 市社協

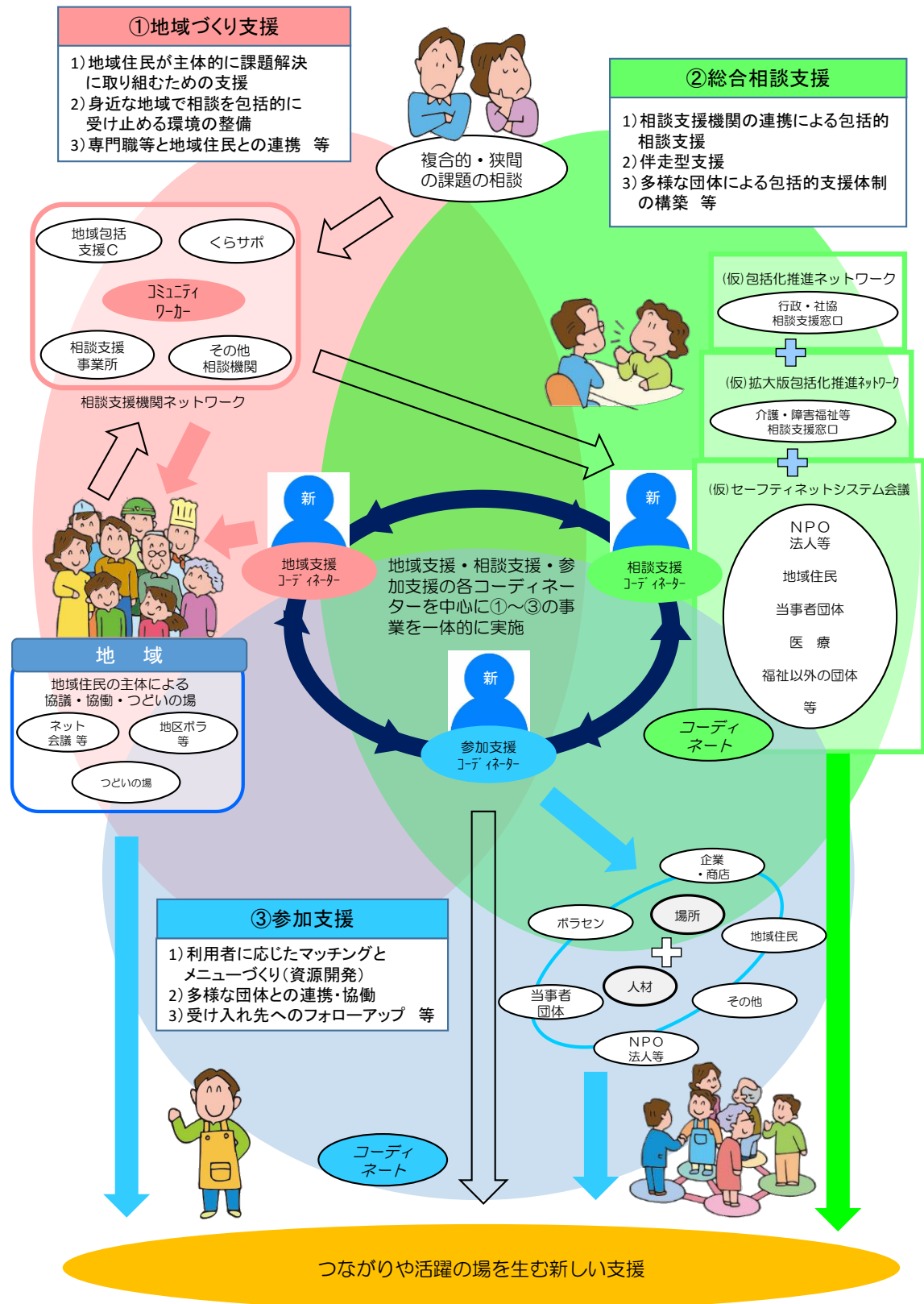
【相談支援包括化ネットワーク（イメージ図）】



（出典）伊丹市 資料

上図に示す相談支援包括化ネットワークでは、適切なサービスを受けることができない対象者を捉え、各関係機関をコーディネートする（仮）相談支援コーディネーターを中心に、さまざまな相談支援機関の連携によりニーズや課題を汲み上げ、解決につなげる重層的な相談支援体制の構築をめざします。

【重層的支援体制の整備に向けた取り組みのイメージ図】



(出典) 伊丹市 資料

国の進める「重層的支援体制整備事業」は、「地域づくりに向けた支援」、「断らない相談支援」、「参加支援」を一体的に行うこととされています。この事業を伊丹市の実情に合わせ展開すると、上の図のようになります。新たに、地域支援、参加支援、相談支援のためのコーディネーターを配置し、3つの支援を一体的に行い、地域住民の複雑・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。

基本施策２ 権利擁護支援体制の強化

平成31年（2019年）4月より伊丹市が運営主体となった「伊丹市福祉権利擁護センター」は権利擁護支援の中核機関として、広報、相談、制度利用促進、後見人支援の4つの機能を果たすとともに、専門職による専門的助言等の支援を確保する役割を担っています。また、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場として、令和元年（2019年）11月伊丹市成年後見制度利用促進委員会を設置しました。

①権利擁護支援体制の強化

認知症高齢者等の増加や障がいのある人の地域移行などに伴い、成年後見制度の利用が必要となる人の増加が予測されることから、福祉権利擁護センターを中心に成年後見制度についての普及啓発や、地域及び福祉専門職と法的機関との連携を推進するなど権利擁護支援体制を強化します。

また、虐待や差別等により権利を侵害された状態を救済するとともに、本人の人格と個性を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援するといった積極的権利擁護・意思決定支援の推進に向け、市民一人ひとりの権利擁護意識を高めていきます。

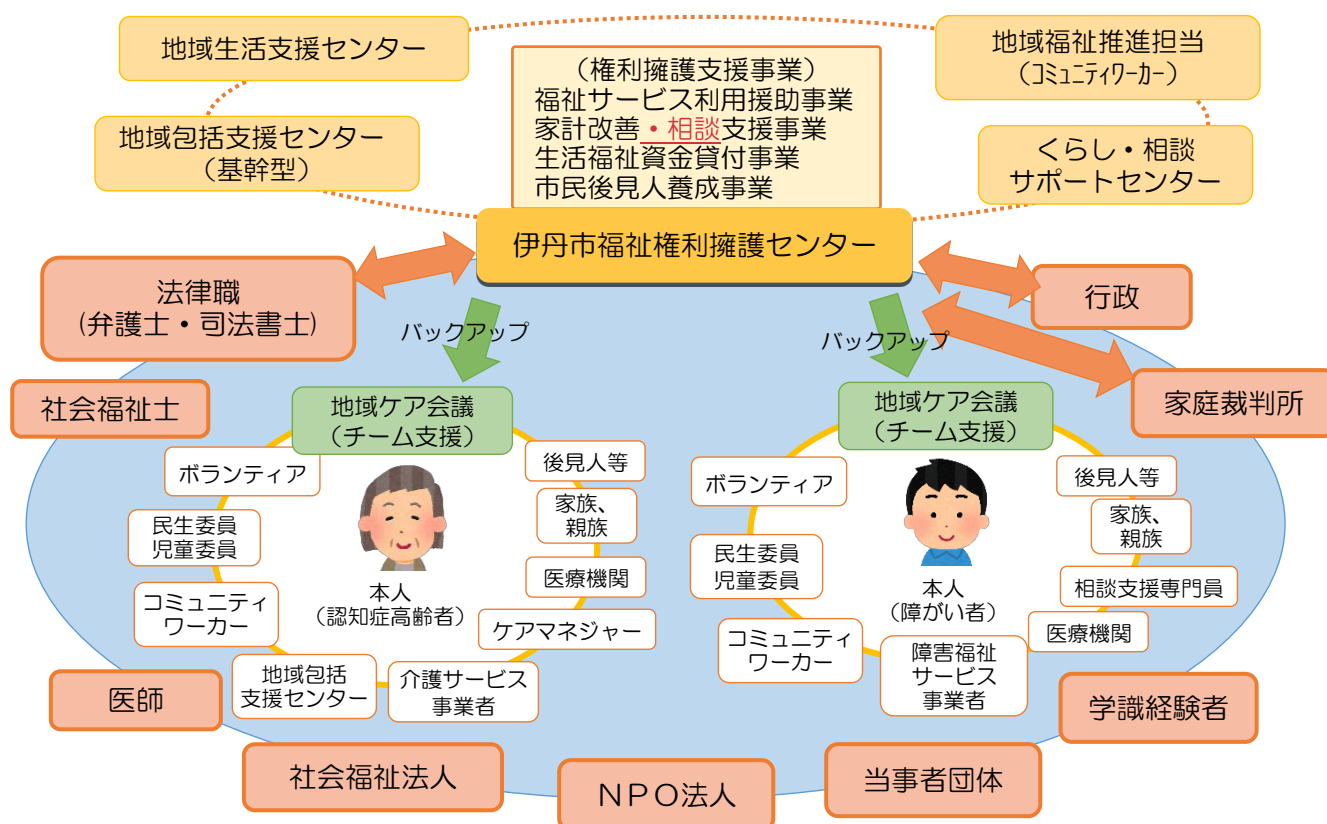
また、総合相談支援に対するバックアップ機関として、法的な専門的支援を提供するなど、総合相談支援との連携体制を強化します。

◆主な取り組み◆

①権利擁護支援体制の強化

項 目	内 容	推進主体
伊丹市福祉権利擁護センターの運営	権利擁護に関する事案に対し、弁護士や司法書士などの専門家のアドバイスを受け、適切な対応ができるようコーディネートを行う伊丹市福祉権利擁護センターを権利擁護体制の中核機関として運営します。	伊丹市 市社協
地域連携ネットワークの構築	伊丹市成年後見制度利用促進委員会を設置し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。	伊丹市 市社協
虐待防止・予防と対応の充実	子どもや高齢者、障がい者に対する虐待については市民に通告義務があることを周知するとともに、対応の充実を図るため、関係機関や地域団体等と連携し、虐待防止ネットワークの推進を図ります。	伊丹市 市社協

【権利擁護支援における地域連携ネットワーク図】



(出典) 伊丹市社会福祉協議会 第7次地域福祉推進計画(発展計画)

基本施策３ 情報提供体制の充実

本市では、各種保健・福祉情報を各課窓口のほか、広報紙「広報伊丹」や各種パンフレット、ホームページ、SNS等を活用して幅広く市民への情報提供を行っています。

しかし、「市民担い手アンケート調査」において、「伊丹市権利擁護センター」「孤立死防止マニュアル」「避難行動要支援者支援制度」等といった取り組みを知らないとの回答が３割に上るなど、各種の取り組みの周知をはじめとする情報提供体制の充実を図る必要があります。

①わかりやすい情報の提供と活用の促進

保健・福祉などに関するさまざまな制度やサービス内容などの情報を、必要とする人へわかりやすく確実に提供するためには、サービス事業者をはじめ、地域住民による活動やNPO法人・ボランティアなどによる活動、企業・商店会などと連携し、必要とする人へわかりやすく確実に提供するとともに、身近な地域における見守りや、話し合いの場の取り組みなどを通じて、情報共有を推進します。

また、障がいのある人や高齢者、外国人などに情報格差が生じないように、情報提供のバリアフリーを推進します。

②情報発信機能の強化

障がいのある人や高齢者が、スマートフォン、タブレットやパソコンなどを利用して、必要な情報を身近に入手できるよう、ICTを活用した情報提供体制の強化に努めるとともに、講座などを開催し、情報活用を支援します。

◆主な取り組み◆

①わかりやすい情報の提供と活用の促進

項 目	内 容	推進主体
情報提供ツールの拡大と提供情報の活用促進	パソコンや携帯電話、スマートフォンなどＩＣＴの活用により、簡単に情報を入手できる情報提供体制の強化を進めるとともに、パソコン講座、タブレット・スマートフォン講座などを開催し、情報活用の促進を図ります。	伊丹市 市社協
情報のバリアフリー化の推進	障がいのある人や高齢者、外国人等に情報格差が生じないよう、情報のバリアフリー化を進めます。	伊丹市 市社協

②情報発信機能の強化

項 目	内 容	推進主体
地区社協等や地域自治組織の情報収集・発信機能の充実	地区社協等や地域自治組織の活動や地域福祉ネット会議の内容、地区ボランティアセンターの取り組みなどについて理解と協力を得るため、ホームページ、ブログ、フェイスブック等を活用した活動内容の発信を支援するとともに、地域の相談窓口や地域の福祉情報などを掲載した「地区社協だより」や地域福祉ネット会議からの発行物を通じて、身近な情報の提供を行います。	伊丹市 市社協
情報発信の充実と連携	市社会福祉協議会の「メールニュース」の市民購読者を増やすとともに、ボランティア・市民活動センターが広く情報収集と発信ができるよう、市社会福祉協議会の福祉情報ステーション機能の強化を図ります。また、関係機関や団体、事業者等との連携も含めた情報提供の充実を図ります。	市社協

第4章 計画を実効性のあるものにするために

1. 計画の推進体制

庁内及び地域との推進体制の強化

地域福祉計画の推進にあたっては、保健・福祉をはじめ教育、産業、都市整備など多方面にわたる総合的な取り組みが必要となります。

地域の視点に立ち、行政各関係部署が横断的に連携した取り組みを進めることができるよう、地域の実情や地域福祉活動に理解を深めるための職員研修を充実するとともに、関係各課の連携・調整機能を果たす地域福祉計画庁内推進会議を実施し、それぞれの事業についての検討、問題の共有、検証を行うなど、計画の全庁的な推進を図ります。

また、地域福祉計画が実効性のあるものとなるよう、さまざまな機会を活用した地域住民への啓発を行うとともに、地域の実情や活動の状況等を踏まえた主体的な取り組みとなるよう、行政をはじめ市社会福祉協議会、社会福祉法人、地域住民や地域団体、NPO法人やボランティア団体、企業や商店など、地域社会を構成するさまざまな主体が地域社会の一員として、相互に連携・協力する仕組みづくりを推進します。

◆主な取り組み◆

項 目	内 容
地域福祉計画庁内推進会議の実施	行政内部の関係部署が連携して横断的な視点で取り組みを行うため、地域福祉計画の所管課である地域・高年福祉課をはじめとする健康福祉部内関係課のほか、まちづくり、子育て支援、人権推進、生涯学習、危機管理などの担当部局が横断的に連携し、全庁的な体制で本計画の施策を推進します。
職員研修の充実	全庁的に地域福祉を推進するためにも、市内各地域の実情やそこで行われる地域福祉活動について理解を深め、職員自らも地域住民として関わりを持つことを目的とした「地域実践型研修」を実施し、地域に関心を深めるための研修機会の充実に努めます。
地域福祉計画の普及・啓発	まちづくり出前講座など、さまざまな機会を活用して地域福祉の推進についての啓発を行います。
地域福祉ネット会議等における総合的な支え合いの仕組みづくりの推進	地域福祉ネット会議等において、地域の生活課題や福祉課題などの実態を共有し、さまざまな主体が相互に連携・協力する仕組みづくりを推進するなど、それぞれの地域に応じた地域福祉等における主体的な取り組みを支援します。

2. 計画の進行管理

地域福祉計画の推進にあたっては、地域福祉計画庁内推進会議とあわせて、（仮）共生福祉社会推進会議において、計画に基づく事業の推進状況を毎年度把握していきます。

その結果について、福祉対策審議会に報告し、点検・協議していただくとともに、市ホームページに掲載し、広く市民に公表することにより、市民と一緒に計画策定、実行、点検、見直しというPDCAサイクルに基づく進行管理に努めます。

次期計画の策定に際しては、毎年度の主要施策や主な取り組みの評価を踏まえた総括を行うとともに、国の制度や政策動向に応じて主要施策・事業の見直しを検討するなどの施策評価を行い、次期計画へと反映します。

◆主な取り組み◆

項 目	内 容
（仮）共生福祉社会推進会議の設置	市民や当事者、関係機関をはじめ多様な活動主体が参画する会議を設置し、共生福祉社会の実現に向けた取り組みの現状や課題を協議し、更なる推進を図るための検討を行います。
地域福祉計画の点検と公表	「地域福祉計画庁内推進会議」と「（仮）共生福祉社会推進会議」において、計画に基づく事業の進捗状況を把握し、その結果については、福祉対策審議会に報告し、点検するとともに、ホームページに掲載して市民に公表します。
計画の中間見直し	PDCAサイクルに基づく毎年度の主要施策や主な取り組みの評価を踏まえた総括を行うとともに、新たな法制度の展開や地域の実情の変化などに応じた見直しを検討し、4年後に改定します。

3. 本計画における重点的な取り組み指標

本計画の理念である「共生福祉社会の実現」に向け、本計画期間内に重点的に取り組む項目の指標として、取り組みの実施により変化すると考えられる数値をあげています。本計画の進行管理に活用し、毎年その変化を確認するとともに、新たな指標の検討も随時行っていきます。

◆重点的な取り組みにかかる指標◆

目標 1 つながり合い、支え合う共生のまちづくり

基本 施策	取り組み	指標	現状	性質
1 地域丸ごとの 共生のまちづくり	住民主体の協議の場の充実	(仮)地域支援コーディネーターの配置	—	○
	多様なつどいの場づくりの推進	地域ふれ愛福祉サロン、地域交流カフェ、こども食堂等のつどいの場数	151 箇所	↗
2 日常生活圏域に おける地域福祉活動の推進	地域自治組織などによる地域福祉活動の促進と支援	住民対象の研修会、住民座談会等の実施数	9 回	↗
	地区ボランティア活動を通じた地域の福祉力の強化	地区ボランティアセンター登録者数	454 人	↗
3 全市的で多様な 地域福祉活動への支援	ボランティア・市民活動センターの強化	ボランティア・市民活動センターの登録者数	2,058 人	↗
	ボランティア・市民活動センターの強化	ボランティア・市民活動センターの派遣人数	10,423 人	↗
4 共生のまちづくり のための福祉教育	福祉学習の環境支援・仕組みづくりの強化	学校・PTA等からの相談対応数	31 件	↗
	福祉学習の環境支援・仕組みづくりの強化	子どもを対象としたボランティア体験学習参加者数	11 人	↗

※「性質」の凡例…○：達成、↗：増加

目標 2 多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり

基本 施策	取り組み	指標	現状	性質
1 社会資源の連携と開発	(仮)参加支援コーディネーターの配置	参加支援コーディネーターの配置	—	○
	(仮)参加支援コーディネーターの配置	参加支援コーディネーター対応件数	—	↗
2 地域の見守り体制の充実	「ご近所安心ネットワーク」事業の推進	ご近所安心ネットワーク数	6カ所	↗
	「ご近所安心ネットワーク」事業の推進	(仮)ご近所会数	—	↗
3 災害にも強い 日常的な支援体制の構築	避難行動要支援者支援制度の推進	避難行動要支援者避難支援制度同意確認書同意者数	2,786人	↗
	避難行動要支援者支援制度の推進	避難行動要支援者名簿提供の協定締結地区	13地区	↗

※「性質」の凡例…○：達成、↗：増加

目標 3 誰もが自分らしく暮らすための体制づくり

基本 施策	取り組み	指標	現状	性質
1 総合相談支援体制の充実	(仮)相談支援コーディネーター等の配置	(仮)相談支援コーディネーターの配置	—	○
	相談支援包括化ネットワークの構築	(仮)包括化推進ネットワークによる包括的支援件数	—	↗
2 権利擁護支援体制の強化	伊丹市福祉権利擁護センターの運営	福祉権利擁護センター相談件数	858 件	↗
	伊丹市福祉権利擁護センターの運営	市長申立件数	12 件	↗
3 情報提供体制の充実	情報発信の充実と連携	いきいきプラザ等で実施されるボランティア活動の啓発事業「たみとものわ」実施回数	8 回	↗
	情報発信の充実と連携	ボランティア活動情報発行部数	4,415 部	↗

※「性質」の凡例…○：達成、↗：増加

資料編

1. 伊丹市の地域福祉を取り巻く現状と課題

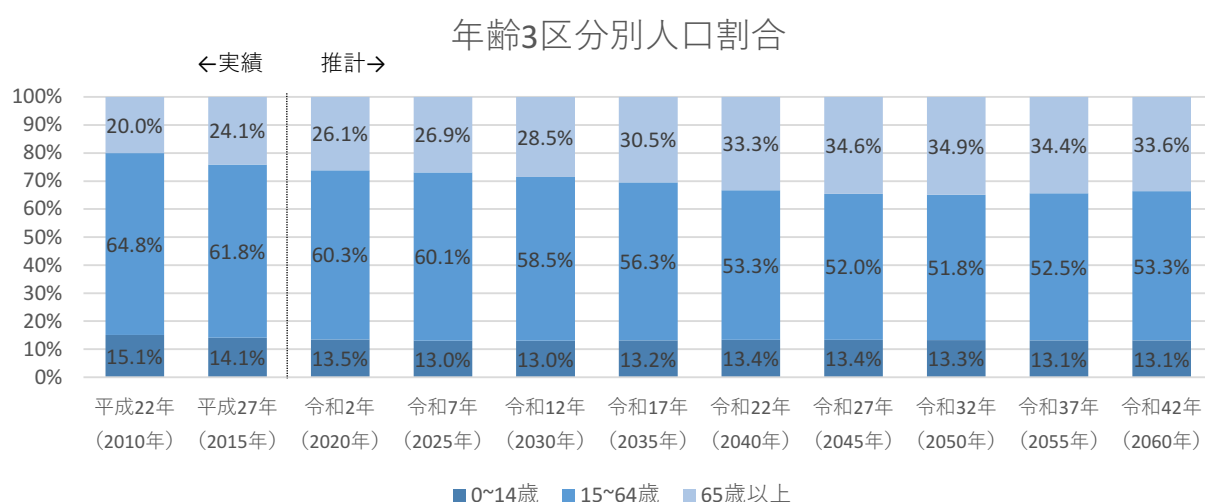
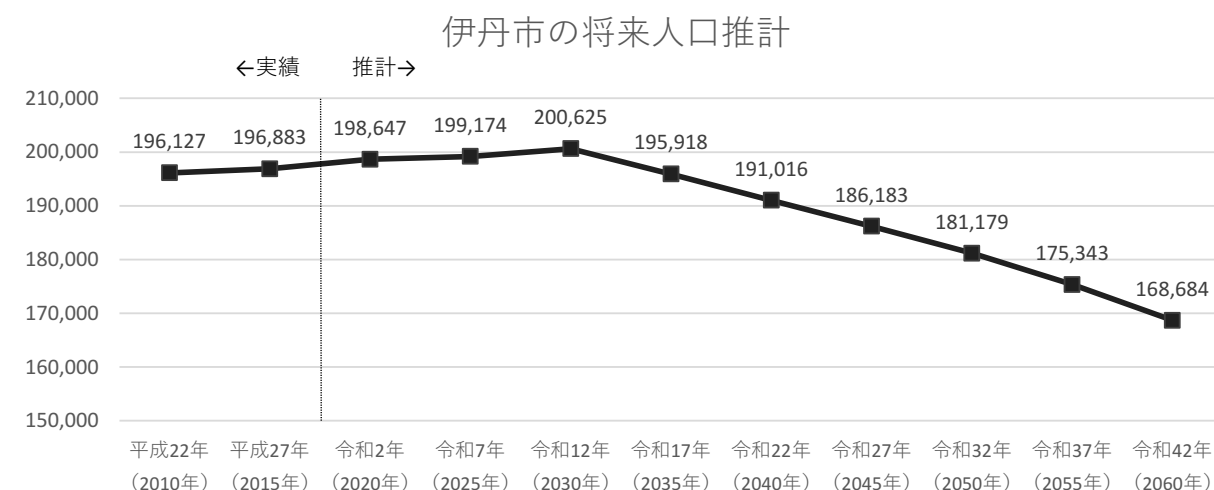
1) 統計データ等からみた伊丹市

●人口推移と将来推計

伊丹市の総人口は増加傾向にあり、平成27年（2015年）で19万6,883人となっていますが、令和12年（2030年）以降は減少に転じると予測されています。

また、伊丹市では全国と同様に少子高齢化も進んでおり、高齢化率（65歳以上）は平成27年（2015年）の24.1%から令和32年（2050年）には34.9%まで上昇し、年少（0～14歳）人口は令和2年（2020年）以降13%台前半で推移すると見込まれています。

一方、生産年齢（15～64歳）人口は、平成27年（2015年）に61.8%だったのが、高齢化率がピークに達する令和32年（2050年）には51.8%と、今後30年をかけて10%の減少が予測され、そのギャップは拡大し続けると予測されています。



資料：平成27年までは国勢調査（各年10月1日現在）、令和2年以降は伊丹創生人口ビジョンの将来展望シミュレーション

●地域の生活課題の状況

①高齢者の状況

高齢者数全体の増加とともに、ひとり暮らし高齢者数、認知症高齢者数、要介護認定者数ともに近年継続的に増加し、特に認知症高齢者数の増加率が大きくなっています。

【高齢者数等の推移】

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
高齢者数	45,863 人	47,286 人	48,704 人	49,659 人	50,392 人	51,014 人
ひとり暮らし高齢者数	6,050 人	6,535 人	7,027 人	7,300 人	7,463 人	7,716 人
認知症高齢者数	3,904 人	4,037 人	4,491 人	4,805 人	5,205 人	5,494 人
要介護認定者数	7,578 人	8,072 人	8,478 人	8,572 人	8,984 人	9,664 人

資料: 高齢者数は伊丹市統計書（各年 10 月 1 日現在の推計人口）、ひとり暮らし高齢者数は伊丹市高齢者実態調査、認知症高齢者数は伊丹市認定訪問調査情報、要介護認定者数は介護保険事業状況報告

※ひとり暮らし高齢者について、平成 29 年までは 65 歳以上、平成 30 年は 66 歳以上、令和元年は 67 歳以上

②児童の状況

家庭児童相談室への年間相談件数については増減を繰り返しながら 800 件台で推移していますが、新規児童虐待通告件数の増加が著しく、令和元年（2019 年）では 644 件となっています。

【児童虐待通告件数等の推移】

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
新規児童虐待通告件数	284 件	392 件	559 件	601 件	644 件
家庭児童相談室への年間相談件数	899 件	801 件	846 件	825 件	849 件

資料: 伊丹市行政評価

③障がい者の状況

障害者手帳所持者数等の推移をみると、身体障がい者数（18 歳以上・18 歳未満）は微減で推移している一方、それ以外の項目については近年継続的に増加しています。

【障害者手帳所持者数等の推移】

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
身体障がい者数(18 歳以上)	6,982 人	6,945 人	6,902 人	6,889 人	6,880 人	6,821 人
身体障がい者数(18 歳未満)	187 人	182 人	178 人	166 人	165 人	157 人
知的障がい者数(18 歳以上)	944 人	993 人	1,038 人	1,095 人	1,135 人	1,203 人
知的障がい者数(18 歳未満)	573 人	631 人	660 人	707 人	743 人	792 人
精神障がい者(児)数	1,061 人	1,149 人	1,217 人	1,304 人	1,409 人	1,557 人
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	2,388 人	2,528 人	2,708 人	2,841 人	3,072 人	3,271 人

資料: 伊丹市資料

④生活保護世帯の状況

生活保護世帯の推移をみると、平成28・29年（2016・2017年）には減少となりましたが、平成30年（2018年）からは再び増加しています。また、その内の高齢者世帯については、増加し続けています。

【被保護世帯の推移】

		2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
被保護世帯数 (保護停止含む)		2,185 世帯	2,290 世帯	2,335 世帯	2,408 世帯	2,482 世帯	2,490 世帯
世帯 類型別 (保護停止除く)	高齢者世帯	914 世帯	992 世帯	1,065 世帯	1,140 世帯	1,191 世帯	1,219 世帯
	母子世帯	194 世帯	213 世帯	201 世帯	192 世帯	189 世帯	184 世帯
	傷病者世帯	268 世帯	262 世帯	259 世帯	263 世帯	272 世帯	250 世帯
	障がい者世帯	271 世帯	271 世帯	261 世帯	255 世帯	253 世帯	255 世帯
	その他世帯	515 世帯	536 世帯	524 世帯	536 世帯	555 世帯	565 世帯

資料：伊丹市資料

⑤生活困窮者の状況

本市のくらし相談サポートセンターで受けた生活困窮者自立相談支援の相談件数をみると、令和元年（2019年）に大きく増加しています。

【生活困窮者自立相談件数の推移】

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
生活困窮者自立相談件数	485 件	465 件	448 件	437 件	527 件

資料：くらし相談サポートセンター

⑥ひきこもりの状況

本市のくらし相談サポートセンターで受けたひきこもり相談件数をみると、近年20～30件程度で推移しています。

【ひきこもり相談件数の推移】

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
ひきこもり相談件数	33 件	20 件	38 件	27 件	33 件

資料：くらし相談サポートセンター

●自治会の状況

伊丹市内の自治会区域内における自治会加入率の推移をみると、平成25年（2013年）の79.3%から令和元年（2019年）には68.1%となっており、11ポイント程度低下しています。

また、市域には自治会空白地域が存在するほか、近年には解散する自治会も出現しており、空白地域も含めた市全域の自治会加入率の推移をみると、平成25年（2013年）に68.9%が令和元年（2019年）には59.9%となっています。

【自治会の加入率の推移】

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
自治会区域内	79.3%	78.2%	76.2%	72.4%	70.4%	69.4%	68.1%
市全域(空白地含む)	68.9%	67.6%	66.3%	64.5%	62.9%	61.4%	59.9%

資料：行政評価報告書-平成27年度・平成30年度事後評価編-

●地域自治組織の状況

地域自治組織は、平成27年（2015年）に2地区で設立され、平成30年（2018年）に3地区、令和元年（2019年）に6地区が加わり、計11地区まで広がっています。

【地域自治組織の設立数の推移】

	2015 年	2018 年	2019 年
設立数(計)	2 地区	5 地区	11 地区

資料:伊丹市資料

●民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員については、令和元年（2019年）で定数が258人、実数が249人となっており、継続して欠員が生じており、民生委員・児童委員のなり手不足が課題となっています。

一方、民生委員・児童委員の主な活動対象となる高齢者数やひとり暮らし高齢者数は、近年継続的に増加し、令和元年（2019年）にはそれぞれ5万1,014人と7,716人となっています。

【民生委員・児童委員の定数・実数及び高齢者数、ひとり暮らし高齢者数の推移】

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
民生委員・児童委員の定数	258 人	258 人	258 人	258 人	258 人	258 人
民生委員・児童委員の実数	250 人	249 人	252 人	246 人	249 人	249 人
高齢者数	45,863 人	47,286 人	48,704 人	49,659 人	50,392 人	51,014 人
ひとり暮らし高齢者数	6,050 人	6,535 人	7,027 人	7,300 人	7,463 人	7,716 人

資料:民生委員・児童委員の定数及び実数は伊丹市資料 高齢者数は伊丹市統計書（各年10月1日現在の推計人口）、ひとり暮らし高齢者数は伊丹市高齢者実態調査

※ひとり暮らし高齢者について、平成29年までは65歳以上、平成30年は66歳以上、令和元年は67歳以上

●ボランティアの状況

市のボランティア登録者数（ボランティア・市民活動センター）について、グループでは増加傾向にありますが、個人では平成30年（2018年）以降増加に転じているものの、平成26年（2014年）と令和元年（2019年）を比較すると26人減少しています。

【ボランティアの登録状況の推移】

	2014 年		2015 年		2016 年		2017 年		2018 年		2019 年	
個人	-	272 人	-	271 人	-	261 人	-	223 人	-	224 人	-	246 人
グループ	109G	1,776 人	100G	1,689 人	110G	1,762 人	117G	1,587 人	128G	1,817 人	130G	1,812 人
計	109G	1,776 人	100G	1,960 人	110G	2,023 人	117G	1,810 人	128G	2,041 人	130G	2,058 人

資料:2019年度 伊丹市社会福祉協議会事業報告

●地域福祉ネット会議の状況

地域福祉ネット会議は、住民主体で地域の福祉課題について考え、話し合う場として16小学校区に設置されています。令和元年（2019年）の各小学校における開催状況は以下の通りで、16小学校区で計68回、参加延べ人数は1,394人となっています。（※未設置の桜台小学校区においても、住民主体の地域課題の話し合いの場は設けられています。）

【地域福祉ネット会議の開催状況（令和元年度）】

小学校区		開催回数	参加延べ人数	設置日
1	神 津	5 回	68 人	2002 年 5 月 7 日
2	稲 野	5 回 ※2	113 人	2002 年 6 月 28 日
3	笹 原	4 回 ※2	49 人	2002 年 8 月 26 日
4	天神川	4 回	119 人	2002 年 11 月 13 日
5	昆陽里	6 回 ※2	142 人	2003 年 2 月 5 日
6	伊 丹	4 回	80 人	2004 年 1 月 22 日
7	有 岡	7 回	104 人	2004 年 3 月 16 日
8	鴻 池	2 回	43 人	2005 年 10 月 21 日
9	鈴 原	5 回 ※1、2	129 人	2006 年 2 月 16 日
10	緑 丘	6 回	153 人	2009 年 8 月 20 日
11	花 里	3 回 ※2	50 人	2009 年 10 月 6 日
12	瑞 穂	5 回 ※2	132 人	2011 年 4 月 4 日
13	池 尻	6 回	81 人	2011 年 7 月 15 日
14	摂 陽	1 回	29 人	2012 年 3 月 14 日
15	南	2 回	60 人	2014 年 3 月 24 日
16	荻 野	3 回	42 人	2016 年 9 月 5 日
計		68 回	1,394 人	

資料:2019年度 伊丹市社会福祉協議会事業報告

※1 内1回は、地区社協防犯防災部と合同で開催

※2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、1回中止

2) 各種調査結果にみる課題の整理

17 ページに示した各種アンケート・ヒアリング調査結果について、全4回開催したワーキング会議のテーマに沿って、以下に課題を整理します。

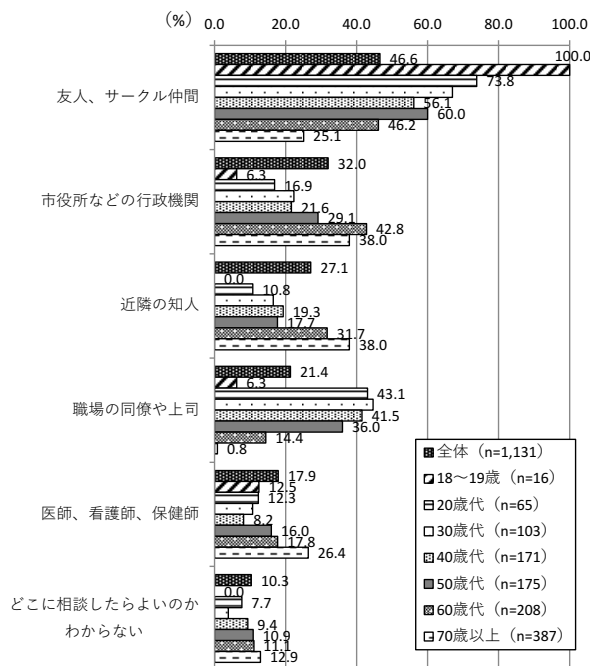
①居場所づくりに関連する調査結果

市民アンケート

困ったとき、家族以外の誰に相談するかについて、70歳代を除くすべての年代で「友人、サークル仲間」が多く、特に若い世代ほどその傾向が顕著にみられます。

一方、30歳代以降年齢が上がるほど、「どこに相談したらよいのかわからない」という割合が高くなる傾向がみられ、困りごとにも相談し合える地域の居場所（友人）づくりが求められます。

【家族以外の相談先（全体・年齢階層別）】

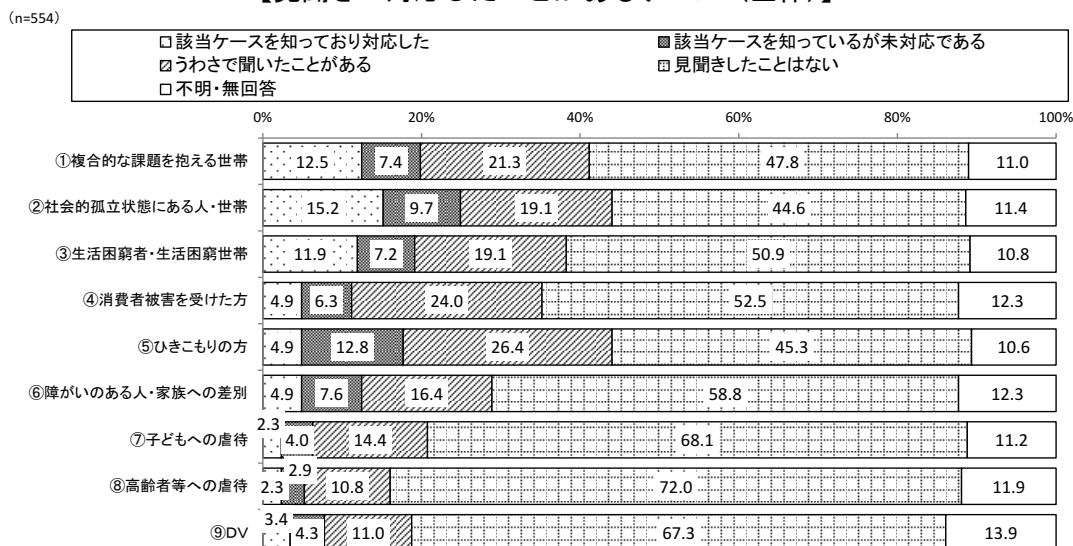


※全体上位5項目及び「どこに相談したらよいのかわからない」を抜粋

市民担い手アンケート

地域で活動するなかで、『ひきこもり』、『社会的孤立状態にある人・世帯』について、「該当ケースを知っているが未対応である」が比較的高くなっていますが、『社会的孤立状態にある人・世帯』は「該当ケースを知っており対応した」も比較的高い（15.2%）のに対し、『ひきこもり』では4.9%と低く、該当ケースが多いにも関わらず対応が難しい状況がうかがえます。誰でも参加しやすい・参加したくなる居場所とはどういうものか、検討していく必要があります。

【見聞き・対応したことがあるケース（全体）】



◆居場所づくりの現状と課題

〈さまざまな居場所の現状〉

- ・市内に5か所「子ども食堂」を展開し、地域住民と関わりをもち、その地域に居住している児童の孤食の防止にもなっている。
- ・こどもの居場所づくりの場では、自治協議会・民生委員・自治会・地域住民ボランティア・市職員と連携し、こどものみならず、高齢者等の居場所ともなっている。
- ・地域住民が運営する地域ふれ愛福祉サロンや地域交流カフェ、コミュニティ食堂などに地域とのつながりを求めている。ひきこもり当事者や障がい者、高齢者などをつなぐなど、地域の状況に合わせて連携している。
- ・民生委員、主任児童委員に、地域で孤立しがちな父子家庭、ひきこもりの家庭などの見守りをしてもらっている。

〈居場所づくりの難しさ〉

- ・高齢の親とひきこもりの子どもの家庭で、地域住民も把握していないケースもあり、介入が難しい。
- ・個人情報にとらわれ、例えばひきこもり家庭等の把握や援助ができていないように思う。アウトリーチが必要。
- ・虐待はじめ社会的孤立、貧困などは、行政の相談に上がってこない場合もある。地域の見守りによるアウトリーチは大切だが、地域のつながりの希薄さや個人情報の問題があり、地域の担い手としても踏み込むことができないのも現実。
- ・高齢者には老人会に入らなくても誰でも地域の健康福祉に参加できるようにしてほしい。
- ・地域との交流の場合、障害福祉は関わりが薄い印象があるため、既存のサロン等に障害福祉が接近できるような仕組みも必要である。
- ・社会的孤立については、就労をきっかけに社会とつながる機会を持つことは一定成果がでてきたが、就労をめざしていない方では社会とのつながり先がない現状である。

◆居場所づくりの方向性

〈今後必要とされる居場所づくりに向けて〉

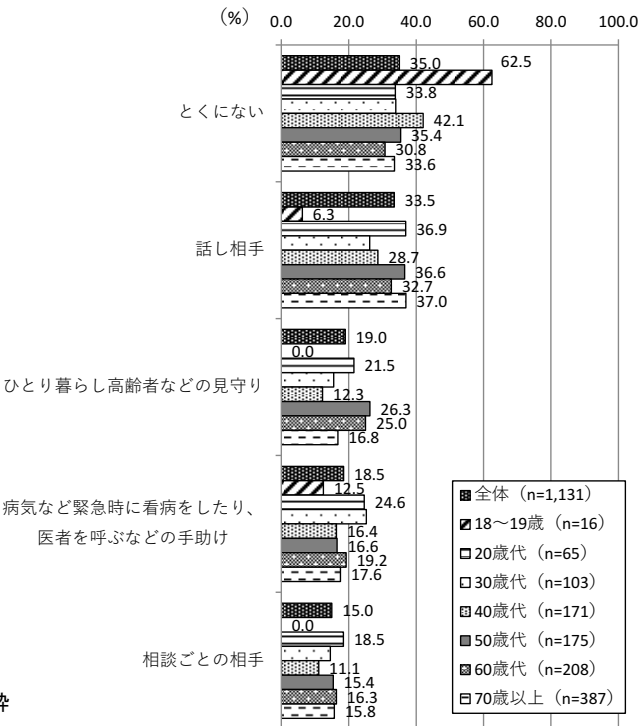
- ・資源開発には、新たな拠点が必要になる。今後、空き家の活用を考えていく必要があるので、市として空き家の活用について検討してほしい。
- ・場と時間を共有することで地域住民からアイデアが出てくる。
- ・広報等でサロンや子ども食堂などがあることを広く周知することで新しい学び場の生み出しにつながるのではないかな。
- ・地域で活動的に生活している人たちが主催する「明るくいいきした雰囲気」の場だけでなく、ネガティブな雰囲気をもった交流の場も必要ではないかな。（当事者に運営に主体的に加わってもらう）
- ・住民に投げるのではなく市の指揮が必要。その上で住民が自由に活動でき、安心できるスペースが生まれる。リーダー的存在を育成し、「ひろば」を作る。

②地域づくりに関連する調査結果

市民アンケート

近所づきあいのなかで手助けしたいこととして、18～19歳では「とくにない」が特に多くなっていますが、「ひとり暮らしの高齢者などの見守り」は50～60歳代、「病気など緊急時に看病をしたり、医者と呼ぶなどの手助け」は20～30歳代が多いなど、世代間による関心領域の違いが見られます。それぞれのニーズや課題に対応した、関心を持ち、参加したくなる地域づくりが求められます。

【近所づきあいのなかで手助けしたいこと（全体・年齢階層別）】



※全体上位5項目を抜粋

市民担い手アンケート

地域において連携が必要と思われる主な団体・機関等について、全体では「自治会」（67.3%）、「民生委員・児童委員」（47.5%）、「地区社会福祉協議会等」（46.4%）、「地域包括支援センター」（43.9%）の順に多くなっています。また、「地域包括支援センター」との連携を求める人は、民生委員・児童委員として活動に参加している人（63.8%）で特に多くなっています。

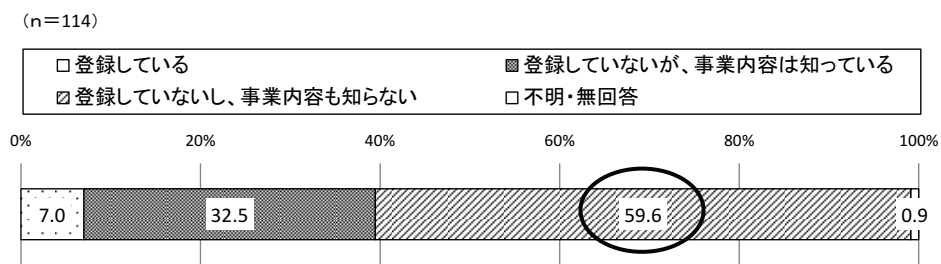
【連携が必要な団体・機関（全体・活動領域別）】

		合計	問22 地域において連携が必要な団体・機関									
			自治会	地域自治組織	地区社会福祉協議会等	民生委員・児童委員	PTA・子ども会	老人クラブ	警察・自主防犯組織	社協コミュニティワーカー	医療機関	学校
全体		554	373	142	257	263	67	93	67	81	49	89
		100.0	67.3	25.6	46.4	47.5	12.1	16.8	12.1	14.6	8.8	16.1
問9 地域福祉活動のかかわり	地区社会福祉協議会等の活動に参加	214	164	77	121	130	26	40	25	38	17	34
		100.0	76.6	36.0	56.5	60.7	12.1	18.7	11.7	17.8	7.9	15.9
	民生委員・児童委員として活動	218	172	57	105	146	22	34	25	38	13	36
		100.0	78.9	26.1	48.2	67.0	10.1	15.6	11.5	17.4	6.0	16.5
	自治会の活動に参加	301	229	96	155	159	34	62	41	48	27	48
		100.0	76.1	31.9	51.5	52.8	11.3	20.6	13.6	15.9	9.0	15.9
	ボランティア活動に参加	366	239	98	180	167	41	53	40	58	34	59
		100.0	65.3	26.8	49.2	45.6	11.2	14.5	10.9	15.8	9.3	16.1
問9 地域福祉活動のかかわり	PTA活動に参加	55	37	21	30	29	12	8	3	8	6	12
		100.0	67.3	38.2	54.5	52.7	21.8	14.5	5.5	14.5	10.9	21.8
	その他	49	36	9	23	18	12	12	5	7	3	10
		100.0	73.5	18.4	46.9	36.7	24.5	24.5	10.2	14.3	6.1	20.4
		合計	問22 地域において連携が必要な団体・機関									
			商店・事業者	福祉関係事業所・福祉関係施設	地域包括支援センター	相談窓口	ボランティア団体・NPO	当事者組織	保護司・更生保護団体	わからない	その他	不明・無回答
全体		554	9	50	243	8	56	18	6	21	9	35
		100.0	1.6	9.0	43.9	1.4	10.1	3.2	1.1	3.8	1.6	6.3
問9 地域福祉活動のかかわり	地区社会福祉協議会等の活動に参加	214	1	19	113	2	15	7	2	3	1	13
		100.0	0.5	8.9	52.8	0.9	7.0	3.3	0.9	1.4	0.5	6.1
	民生委員・児童委員として活動	218	1	18	139	3	9	6	5	3	4	14
		100.0	0.5	8.3	63.8	1.4	4.1	2.8	2.3	1.4	1.8	6.4
	自治会の活動に参加	301	2	21	139	3	25	7	4	7	4	20
		100.0	0.7	7.0	46.2	1.0	8.3	2.3	1.3	2.3	1.3	6.6
	ボランティア活動に参加	366	8	34	154	6	41	15	3	14	7	17
		100.0	2.2	9.3	42.1	1.6	11.2	4.1	0.8	3.8	1.9	4.6
問9 地域福祉活動のかかわり	PTA活動に参加	55	0	8	28	0	4	0	0	2	0	5
		100.0	0.0	14.5	50.9	0.0	7.3	0.0	0.0	3.6	0.0	9.1
	その他	49	1	2	16	3	6	0	0	1	3	2
		100.0	2.0	4.1	32.7	6.1	12.2	0.0	0.0	2.0	6.1	4.1

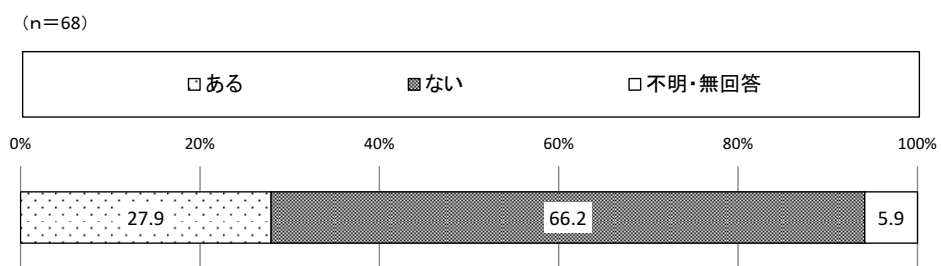
企業・事業所アンケート

伊丹市地域見守り協定事業について、「登録している」は7.0%と少なく、「登録していないし、事業内容も知らない」という回答が59.6%と多くなっています。しかし、「登録していないし、事業内容も知らない」と回答した企業・事業所について、事業に興味がある」と回答した企業・事業所は27.9%あり、地域づくりにおける民間企業・商店等とのさらなる連携の仕組みづくりと事業の周知が求められます。

【地域見守り協定事業への登録（全体）】



【地域見守り協定事業への関心（全体）】



◆地域づくりの現状と課題

〈地域のつながりや連携の状況〉

- まったく福祉と関係ない地域住民とは、非常に限られた場面でしか関わりがない。
- 地域やボランティアとの連携については、「地域福祉ネット会議」に出席し情報の共有を図っている。
- 社協の地域担当を通じて連携を図ることが多い。
- 地域住民に対しては、情報提供者あるいは見守り手としての連携・協力依頼等が多い。
- 地区民生委員とは、地域の困窮者の状況などに関して連携を行っている。
- 多職種連携会議や地域ケア会議などに地域住民に参画してもらい、連携強化を図っている。
- 地域によって、地域福祉活動への参加意識や課題もそれぞれである。
- (伊丹市の地域福祉の良いところとして) 行政と地域の組織、またNPOやボランティアグループ等の連携により、各々が能動的に関わり合っている。

◆地域づくりの方向性

〈連携や協働を進めるために必要なこと（情報や認識の共有）〉

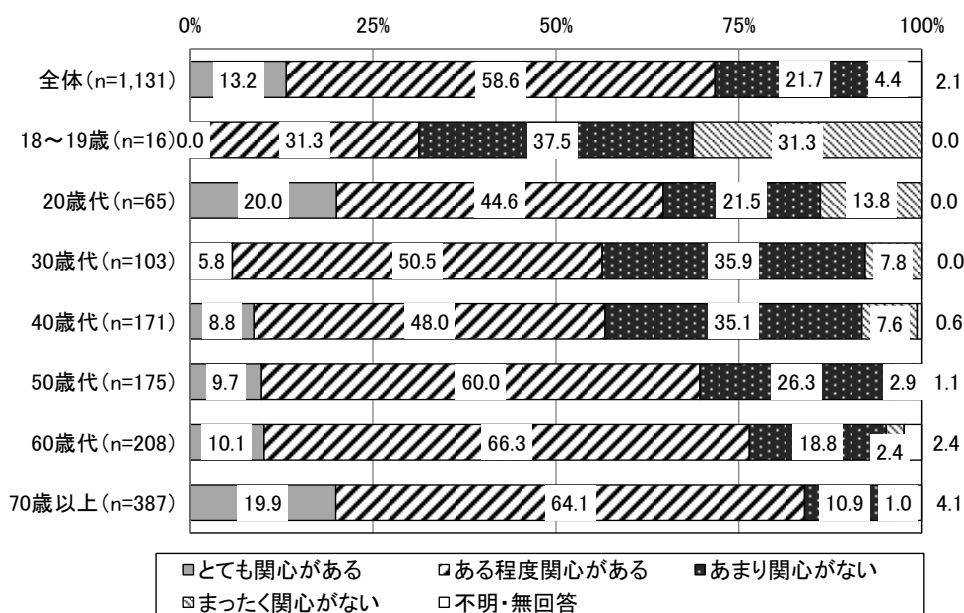
- 「何のために連携、協働するのか」の共通認識をお互いにもつこと。
- 普段からの交流や勉強会などを通して、(専門機関が) 連携を図りやすくしていきたい。
- 連携・協働においては(個人) 情報の取り扱いやそれに関わる法的根拠等、認識の共有が欠かせない。
- 地域の集まりを補助する制度や、集まりの中で対応に困る課題が出てきたときに専門職による相談体制が必要。

③担い手の確保・育成に関連する調査結果

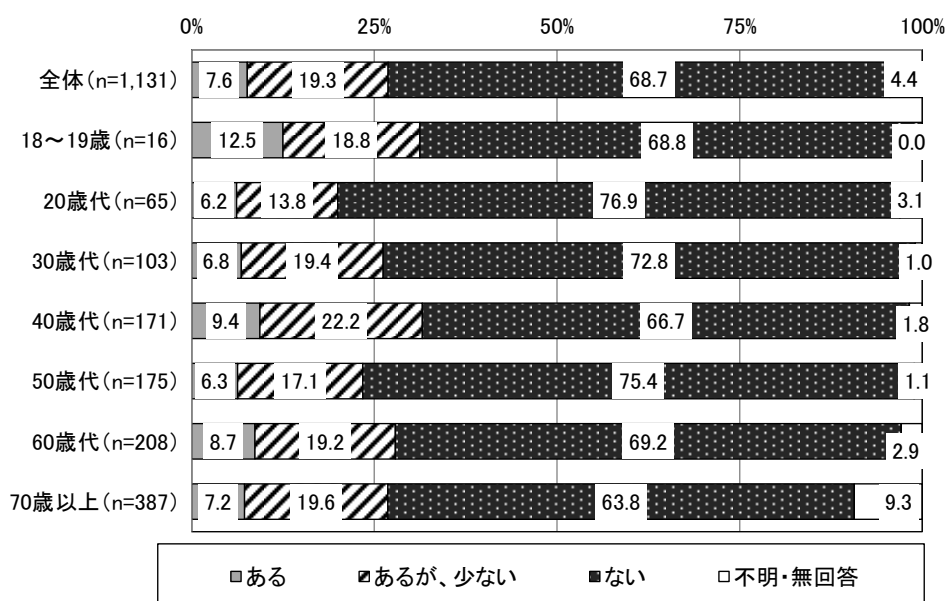
市民アンケート

福祉への関心については、年齢が下がるほど「まったく関心がない」の割合が高くなる傾向がみられますが、18～19歳を除いて「ある程度関心がある」が最も多く、また20歳代では「とても関心がある」が2割と比較的高くなっています。一方、福祉について学ぶ機会は、すべての年代において「ない」が6～8割弱と多く、学習機会の充実や周知が求められます。

【福祉への関心（全体・年齢階層別）】



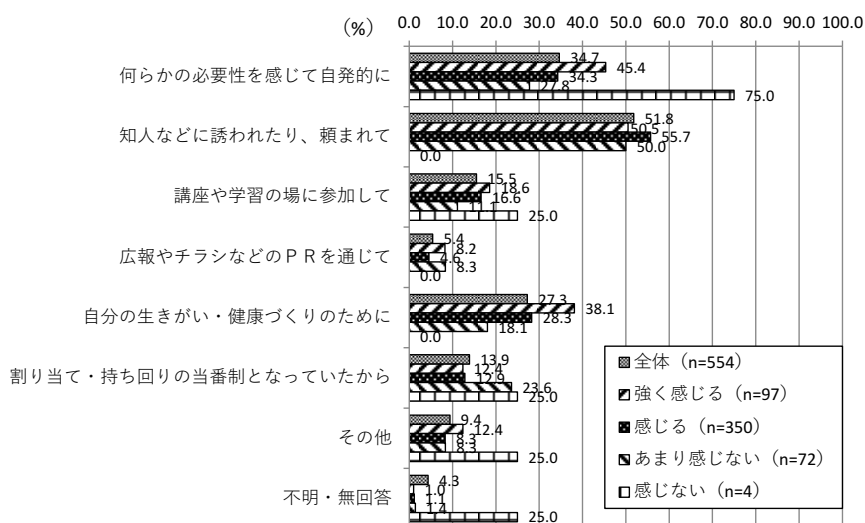
【福祉について学ぶ機会（全体・年齢階層別）】



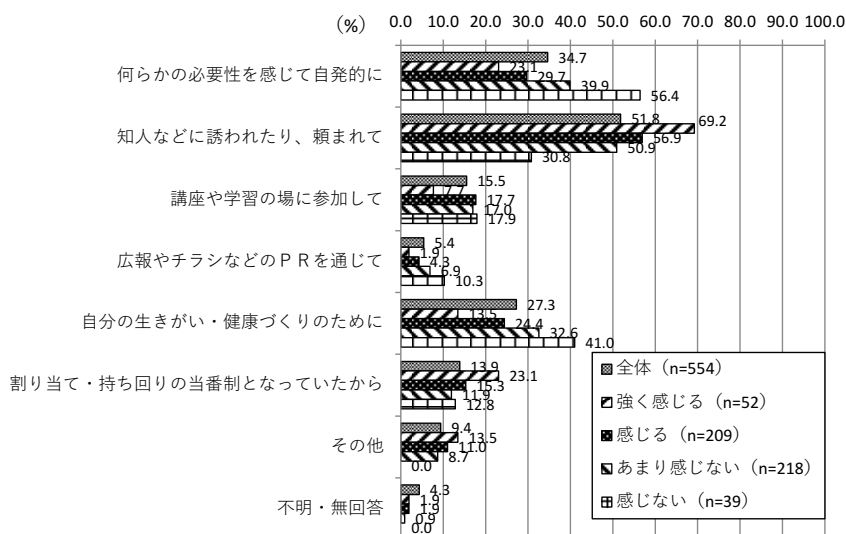
市民担い手アンケート

地域福祉活動をはじめたきっかけについては、全体では、「知人などに誘われたり、頼まれて」地域福祉活動を始めた人が多くなっていますが、活動にやりがい、使命感を「強く感じる」人では、「自分の生きがい・健康づくりのため」、やりがい、使命感を「あまり感じない・感じない」人では、「割り当て・持ち回りの当番制となっていたから」がそれぞれ比較的高くなっています。また、活動に負担感を「強く感じる」人では、「知人などに誘われたり、頼まれて」、負担感を「感じない」人では、「自分の生きがい・健康づくりのため」が比較的高くなっており、担い手が負担感を感じずに、やりがいや使命感をもって地域活動に参加していくためには能動的（主体的）なきっかけによる参加が望ましいことがうかがえます。

【地域福祉活動をはじめたきっかけ（全体・やりがい、使命感を感じるか別）】



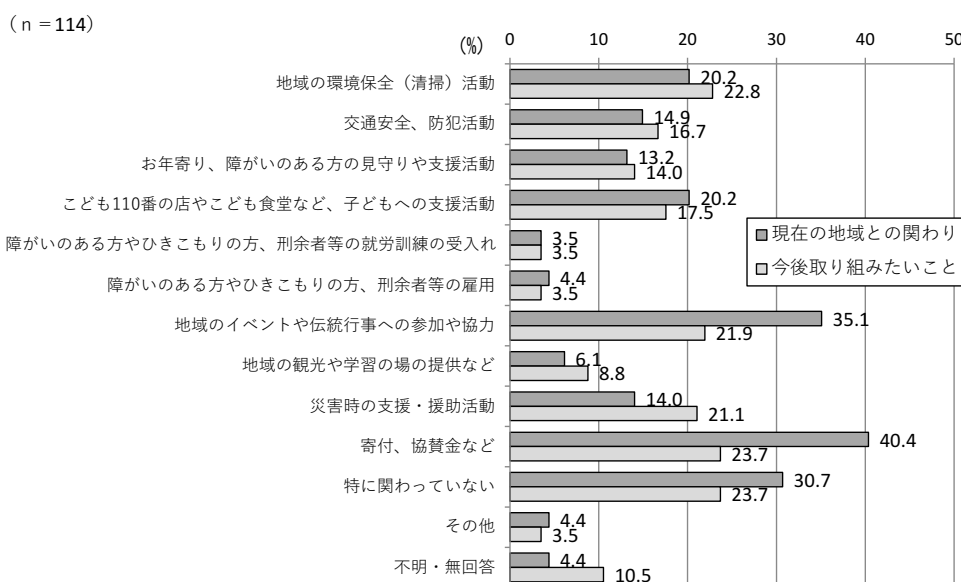
【地域福祉活動をはじめたきっかけ（全体・負担感を感じるか別）】



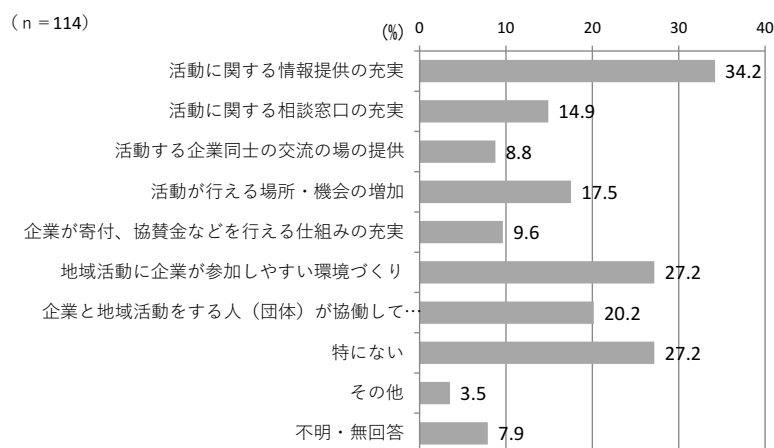
企業・事業所アンケート

企業・事業所の現在の地域との関わりについては「寄付、協賛金など」、「地域のイベントや伝統行事への参加や協力」の順に多く、今後取り組みたいこととしては「寄付・協賛金など」、「特に関わっていない」に次いで、「地域の環境保全（清掃）活動」、「地域のイベントや伝統行事への参加や協力」、「災害時の支援、援助活動」の順に多くなっています。また、地域社会への貢献や地域活動に参加する上で市に要望することとしては「活動に関する情報提供の充実」が最も多くなっています。

【現在の地域との関わりと今後取り組みたいこと（全体）】



【地域社会への貢献や地域活動に参加する上で市に希望すること（全体）】



専門職・団体ヒアリング

◆担い手の確保・育成の現状と課題

〈担い手の人材不足〉

- ・地域の活動者は、若い世代の地域活動の参画が少ないことを課題として感じている。
- ・人材不足から、より積極的な地域貢献がむずかしい。

◆担い手の確保・育成の方向性

〈新たな担い手づくりに向けて〉

- ・新たな担い手の発掘や地域の福祉力を高めるための時代に合った啓発・育成の場づくり。
- ・場を生み出す、リーダーシップをとれる人材育成。
- ・隣近所が他人事でなく自分事として考えてもらえるような、子どもから大人、皆が参加できる地域づくりの勉強会。
- ・企業の協力が必要。

〈参加できる・参加しやすい活動等の整備と周知〉

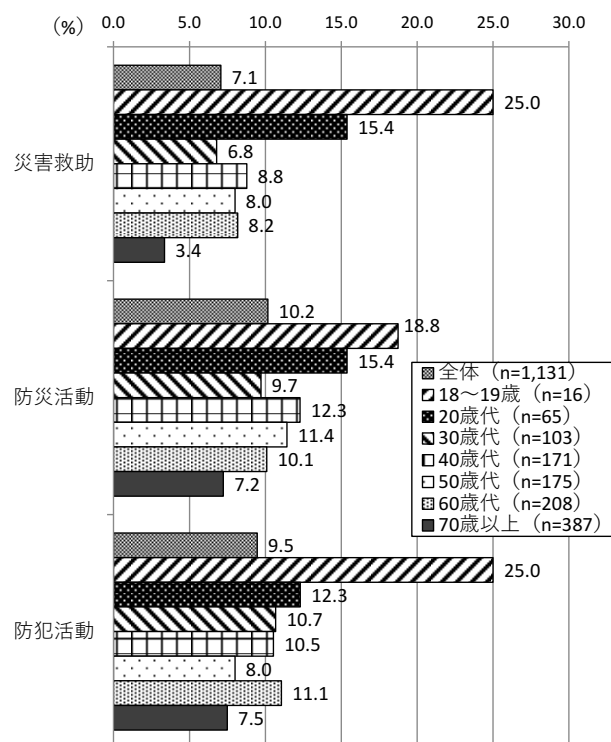
- ・地域で活動的に生活している人たちが主催する「明るくいいきした雰囲気」の場だけでなく、ネガティブな雰囲気をもった交流の場も必要ではないか。（当事者に運営に主体的に加わってもらう）
- ・定年前の方に地域での居場所や活躍できる場があることを周知する。
- ・参加できる社会資源をもっと知らせていくことが必要。知らない人も多い。

④災害に関連する調査結果

市民アンケート

市民活動を行うとしたら参加したい活動として、特に若い世代で災害関係の活動への参加意向（関心）が高くなっており、災害をテーマとした市民活動や講習会等への若い世代の参加呼びかけや啓発が有効であることがうかがえます。

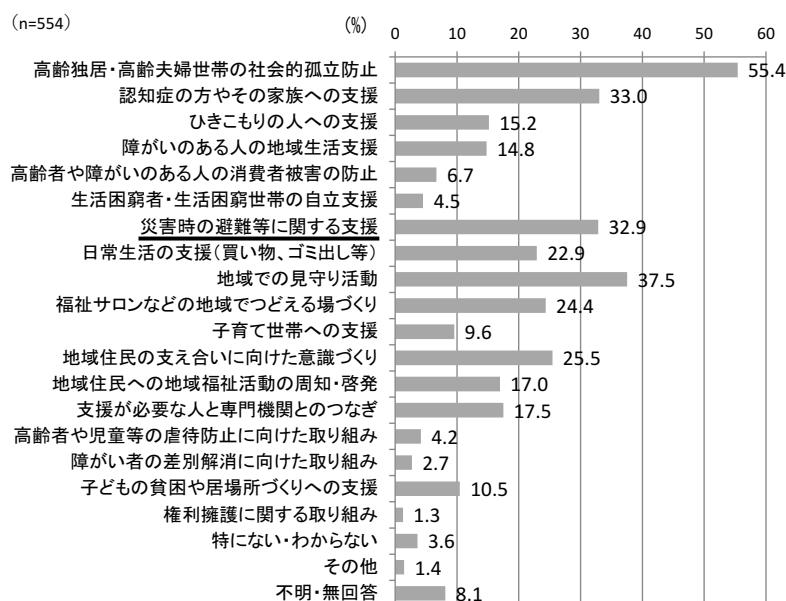
【参加してみたい市民活動（全体・年齢階層別）】



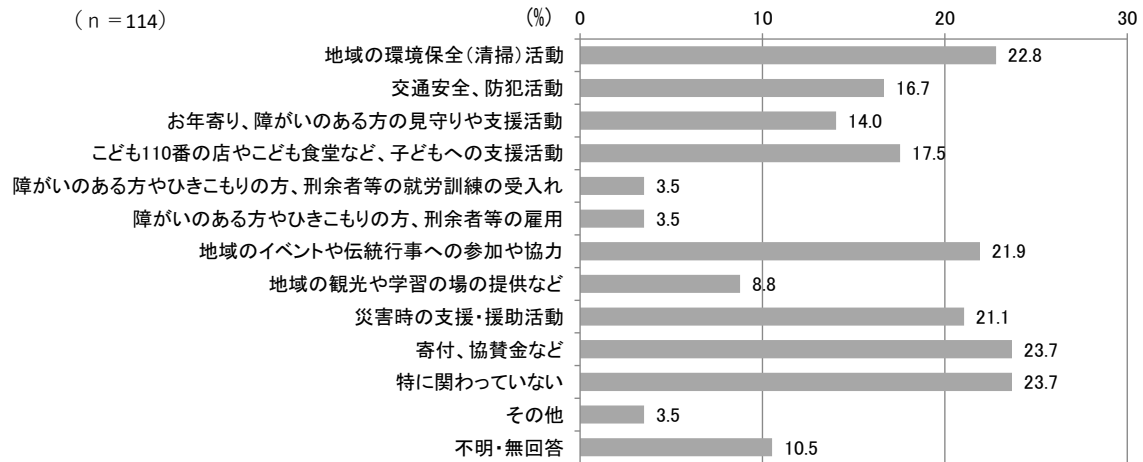
市民担い手アンケート 企業・事業所アンケート

市民担い手アンケート及び企業・事業所アンケートにおいても、今後の地域における取り組みとして災害関係の活動への関心は比較的高くなっており、災害をテーマとした地域づくり（つながりづくり）についても検討していくことが求められます。

【今後対応していく必要があると感じること（全体）】



【今後取り組みたい地域社会貢献や地域活動（全体）】



専門職・団体ヒアリング

◆災害関係の現状と課題

〈地域での連携の難しさ〉

- ・災害時や緊急時には支援者がすぐに現場に行くことができないことがある。地域で支えていきたいが、地域・当事者ともまだまだ連携できる状況にない。
- ・地域福祉ネット会議においては8050問題・災害時の地域での助け合い・こどもの虐待やひきこもり・登下校の見守り等が課題としてあげられているが、その解決策が提示されない。

◆災害関係の方向性

〈地域づくりのテーマとしての「災害」〉

- ・「健康」、「災害」といった比較的万人共通のテーマに基づく交流の場の実施。

3) ワーキング会議であがった現状・課題、今後必要な取り組み

各種調査結果等を資料として活用したワーキング会議のグループ討議で行った検討結果のポイントを整理し、テーマ毎に「現状と課題」、「今後必要と考えられる取り組み」をまとめました。

(テーマ1) 居場所づくり ～さまざまな人が集い合い、共に過ごせる居場所づくりに向けて～

検討したいこと	市民参画と地域づくりを進める上で、一人ひとりの安心と安全を保障できる場や機会をどのように捉えるか。
---------	---

〈現状と課題〉

- ・自然発生的な人とのつながりが無い、居場所に適応できない、居場所を求めているなどの理由から、居場所がない人がいる。
- ・あらゆる人が「参加しやすい」居場所とともに、個々のニーズに沿った「参加したくなる」居場所が必要。

〈今後必要と考えられる取り組み〉

- ・既存の地域資源の活用方法の拡充等による、定義に捉われない「多様かつ柔軟な居場所の創出」(求められる機能・役割: 当事者の居場所(セルフヘルプ的な機能・役割)/多様性を認め合える居場所/SOSをキャッチできる居場所(ニーズキャッチ的な機能・役割)/アウトリーチによる居場所づくり)
- ・「居場所の担い手の育成」と、福祉だけでなく市全体で取り組める「マッチングの仕組みづくり」
- ・居場所づくりと併せ、「近隣同士で気かけ合い見守り合う関係(ネットワーク)づくり」

(テーマ2) 地域づくり ～誰もが暮らしやすく、困っている人を支え合えるまちづくり～

検討したいこと	市民参画と地域づくりを進める上で、多様な主体による話し合い、助け合いの枠組みをどのようにつくっていくのか。
---------	---

〈現状と課題〉

- ・自然発生的な地域のつながりの希薄化に加え、個人情報・プライバシーの問題や世代間の断絶、新型コロナウイルス感染症の影響により、「顔の見える」つながりが生まれにくい。
- ・地域福祉ネット会議の設置・運営の推進など協議(話し合い)の場は一定充実してきているが、協働(助け合い)に移す仕掛け(インキュベーション機能)が機能していない。
- ・テーマ(課題)自体は複雑・複合的に存在しているが、対応する人材が不足しており、協議(話し合い)・協働(助け合い)のもと取り組める仕組みの充実が必要。

〈今後必要と考えられる取り組み〉

- ・「協議の場の充実」による目的・価値観(どのような地域にしたいか)の共有
- ・目的・価値観の共有による、どのような主体(地域づくりの担い手)が必要か、どこ(地域づくりの協力者)とつながるかを明確にした「協働の仕組みの強化」
- ・協働の仕組みを強化するために、ケアし支え合う関係性を広げ、「交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能の確保」
- ・エリアを意識しながら、つながり(面)を重層的に展開し、制度の狭間にも対応できる「重層的支援体制の整備」

(テーマ3) 担い手の確保・育成 ～人も商店も地域も丸ごと笑顔になる、福祉からの地域再生～

検討したいこと	市民参画と地域づくりを進める上で、住民や当事者、組織や地域の主体形成をどのように進めていくのか。
---------	--

〈現状と課題〉

- ・若い世代ではプライベートと活動の両立が難しく、地域の人材の高齢化が進んでいる。
- ・活動の実情を知らないことも壁になり、地域活動は大変だというイメージが強い。また、情報化の進展や福祉サービスの充実により、活動を不要と感じる人もいる。
- ・地域づくりを進めるためには住民が主体的に地域づくりを進める条件整備が必要である。

〈今後必要と考えられる取り組み〉

- ・ライフステージやテーマを切り口にした「多様な参加者・参加機会の確保」により、地域づくりに関わる人たちの裾野を拡大
- ・障がい者や高齢者、児童等、支えられる側であった「当事者の活躍の機会や役割の創出」
- ・伊丹市民としての誇りと地域愛を育む「福祉教育の充実による主体形成と基盤づくり」
- ・研修機会の確保等、参加者から担い手へのステップアップによる「担い手の確保・育成」

(テーマ4) 災害 ～災害が起きた時に備えて、みんなの安心のために考えておくべきこと～

検討したいこと	災害時を想定して、日常からどのような取り組みを進めていく必要があるのか（災害時に生きる日常の活動とは何か）。
---------	--

〈現状と課題〉

- ・各団体・地域等によって災害に関する取り組みは進められている一方で、その推進の度合いはまちまちである。
- ・社会的孤立状態にある人や経済的困窮者を含む要援護者の把握に取り組んでいるが、個人情報の取り扱いなどの問題から、災害時を見据えた連携が困難になっている。
- ・福祉避難所の理解が進んでいない。
- ・新型コロナウイルス感染症は地域の生活のあらゆる場面で影響を与えており、ICTを活用した情報提供や集わずにつながる方法の検討などが必要である。

〈今後必要と考えられる取り組み〉

- ・災害にも強い、誰も取りこぼさないための「日常的な連携・情報共有の推進」
- ・「避難所・福祉避難所の周知と合理的配慮の実践」
- ・活動範囲に即した「防災ニーズの把握と取り組みの推進」
- ・「防災教育の充実」と「新型コロナ禍を踏まえた災害時支援の仕組みづくり」

◆その他の必要と考えられるワーキング会議のテーマに関連する視点（有識者の見解）

〈現状と課題〉

- ・世代間の断絶による担い手の減少を踏まえた、次代の地域を担うリーダー育成の条件整備
- ・リーダーの育成とともに幅広い人が、日常の中で自然に地域に参加できるような仕組みや仕掛けづくり⇔みんなが参加者であり、支え合う意識の醸成（地域の互助的な支え合い活動）
- ・本人・世帯の状態に合わせ、社会とのつながりを回復するための仕事づくりが必要
- ・地域住民だけではなく、企業・商店も巻き込んだ地域の活性化や協働の促進
- ・地域住民を主体とした地域活動における、福祉専門職や行政の協働を促進する体制づくり

【地域福祉推進の考え方（ワーキング会議のまとめ）】



**共通する
ポイント**

テーマ（必然性）／メリット（吸引力）の具体化（福祉教育・情報発信の強化）

担い手（人材）確保とつながり（マッチング・コーディネート機能）の創出

ワーキング会議における討議の結果から、日常的な地域福祉活動のなかで、上図左側に示したような、「点づくり（拠点形成）」と連携した「面づくり（セーフティネットの構築）」、それらを下支えする「人づくり（推進力）」により、『多様な協働と参加による福祉のまちづくり』と『地域生活支援のためのネットワークづくり』を進めていくとともに、災害時に備えた日常的な連携や情報共有、防災に向けた取り組みを進めることで、日常と災害時が互いに担保し合う（日常の安心⇄災害時の安心）関係を築いていくことが、今後本市の地域福祉をさらに推進していく上で重要であることが確認されました。

また、ワーキング会議の各回において、福祉教育や情報発信を強化していくことでテーマ（地域づくりに参加する必然性）とメリット（地域づくりに参加したくなるような吸引力）を具体的に示していくこと、担い手の確保とつながり（マッチング・コーディネート機能）の創出に努めることが、共通するポイントとして挙げられており、本市の地域福祉の推進における課題に対応するために、重要な視点と考えられます。

4) 総合相談支援体制に関する現状・課題、今後必要な取り組み

各種アンケート・ヒアリング調査及びワーキング会議と並行して、本市がこれまで取り組んできた「総合相談支援体制の強化」をさらに進化させるため、庁内関係各課及び専門職、関係機関等を対象に実施した「包括的支援に関するアンケート」の結果を踏まえ、伊丹市地域福祉計画庁内推進会議専門部会において検討を行い、以下に「現状と課題」、「相談支援体制の強化に必要なこと」、「今後必要と考えられる取り組み」をまとめました。

〈現状と課題〉

- ・各機関の縦割り意識、横の繋がりが希薄
- ・対応初期のアセスメント不足
- ・各機関同士の役割に関する理解不足
- ・複数機関が連携する際の調整役の不在
- ・連携方法に苦慮（効率性、共通認識の不足）
- ・各機関の業務過多による余力不足
- ・支援機関が不明のケース対応
- ・窓口のたらい回しによる相談者への負担

〈相談支援体制の強化に必要なこと〉

- ・窓口対応者の責任意識
- ・アセスメント、対人援助等のスキルアップ
- ・各機関の顔の見える関係づくり
- ・各関係機関の役割理解
- ・スーパーバイズを担う機関の存在と機能強化
- ・支援に関わる関係機関の整理、調整、情報共有
- ・柔軟に多職種が協働できる体制構築
- ・継続した各関係機関での情報共有

〈今後必要と考えられる取り組み〉

- ・各関係機関の顔の見える関係づくり
- ・世帯全体を支援する複数機関による支援体制の構築
- ・各関係機関を調整する主導的コーディネート役の配置
- ・各窓口職員のアセスメント等のスキルアップ
- ・庁外の専門機関も含めた情報共有、連携強化
- ・相談受付から支援までの継続した関わり（社会参加へ向けた支援）

◆今後の相談支援体制の整備に不可欠な機能（有識者の見解）

- ・地域住民との協働による、社会参加できる仕組みづくりや社会資源の開発
- ・予防的支援やニーズの早期発見・早期対応に向けた取り組み
- ・権利擁護・意思決定に対する支援との連携

5) 地域福祉推進のための検討のまとめ

アンケート調査やワーキング会議等で検討してきた結果を整理し、今後、必要とされる地域福祉の推進に向けた取り組みをまとめました。

1. 誰もがつながり、支え合うまちづくり

- 話し合い・助け合いの目的を共有しながら、地域住民と専門職、さらに分野を超えた多様な主体が連携して地域福祉活動に取り組める仕組みづくりを進める。
- 日頃から気をかけ、支え合う関係づくりや、福祉・人権交流、さまざまな世代や境遇にある人が参加できる地域の仕事（仕掛け）づくりから、新しい担い手づくりをめざす。
- 身近な地域で自然と気かけ合える関係づくりとともに、支えられる人も地域の一員としてできることや可能性を皆で探り、誰もが参加・活躍できる多様なつどいの場づくりを進める。

2. 多様な主体による話し合いと助け合いをつなぐ仕組み

- 「話し合いの場」と「助け合いの場」をつなぐ圏域を超えたコーディネート機能を強化する。
- 制度の狭間など新たなニーズに対応するとともに、社会的孤立を防ぎ、誰もが社会とつながることができるよう支援する。
- 身近な地域や日常生活圏域、市全域で情報を共有することで、地域活動に関わるさまざまな主体（参加者・活動者）の間の連携を促進し、協働して取り組むことができる体制を構築する。
- 新型コロナウイルス感染症等、新たな災害にも対応できる仕組みを検討しつつ、災害を見据えた日常からのつながりと情報共有から、誰も取りこぼさない要援護者支援を進める。

3. 総合相談支援体制

- 制度の狭間や複合的な課題に対応する連携体制を構築し、問題の解決に向けて、関係機関、事業者、地域等へつなぎ、また継続的につながり続ける機能を強化する。
- 地域や福祉専門職と法的機関との連携のコーディネートにより総合相談支援体制のバックアップを行うとともに、権利侵害・抑圧の防止や、成年後見制度利用促進の取り組みを進める。
- ICTを活用するなど、情報を簡単に入手できる情報提供体制の強化や、身近な地域の見守り・話し合いの場などを通じた情報共有を推進するとともに、どんな相談でも受け止める「総合相談」の周知を図る。

2. 第2次計画における取り組み成果と課題

第2次計画における、基本施策ごとの成果と今後の課題については、以下のとおりです。

目 標 1 多様な協働と参画による福祉のまちづくり

基本施策1 全世代型の共生のまちづくり

めざすべき姿	地域福祉の機軸を全世代型の共生のまちづくりに転換することによる、支援を必要とする人を地域で支える体制の構築
--------	---

【主な取り組み成果】

取 組 項 目	取 組 成 果
地域コミュニティ基盤強化事業の推進	地域コミュニティの基盤強化策として、各小学校区単位の地域自治組織の設立を進め、11地区で地域自治組織が設立。
各種事業と生活支援コーディネーター・コミュニティワーカーの連携	コミュニティワーカー兼生活支援コーディネーターを9名配置、地域包括支援センター等と協働し、地域福祉ネット会議、多職種連携会議、地区懇談会、課題調整会議等で連携を推進。また地域におけるサロンやカフェ、こども食堂等の開設を支援。
ボランティアの多様化に向けた取り組みの実施	摂陽小学校地区ボランティアセンターにおける総合事業を活用した新しい助け合いの仕組みの導入、介護・福祉サポーターポイント事業の実施。
今後の課題	・地域住民が、主体的に問題意識を共有し、解決に向け協働して取り組もうとする意欲の向上。 ・地域福祉ネット会議等の地域における協議の場において、地域住民が専門職等と連携し主体的に取り組む体制の充実。

目 標 1 多様な協働と参画による福祉のまちづくり

基本施策2 日常生活圏域における地域福祉活動の推進

めざすべき姿	地域の福祉課題の解決に向け、地域コミュニティづくりと地域福祉活動の活性化
--------	--------------------------------------

【主な取り組み成果】

取 組 項 目	取 組 成 果
社会的孤立を防ぐ活動の場づくりの促進	各地域において、高齢者や障がい者等を対象に生きがいや仲間づくりを行う場として地域ふれ愛福祉サロンや地域交流カフェが145箇所開設されたほか、地域の空き家を活用した居場所づくりも実施。
地域コミュニティ基盤強化事業の推進（再掲）	地域コミュニティの基盤強化策として、各小学校区単位の地域自治組織の設立を進め、11地区で地域自治組織が設立。
今後の課題	・地区ボランティアセンター等をはじめとした地域の実情に応じた地域住民同士による助け合い活動の活性化。

目 標 1 多様な協働と参画による福祉のまちづくり

基本施策3 全市的で多様な地域福祉活動への支援

めざすべき姿	市民の力を合わせた福祉活動を支援し、より豊かで安心して暮らせる地域社会の構築
--------	--

【主な取り組み成果】

取 組 項 目	取 組 成 果
当事者組織の支援・育成	高齢者や障がい者の各団体の活動を支援するほか、介護者や認知症、失語症、ひきこもり家族等の集いの場を開催。
ボランティア活動への参加機会の創出	介護・福祉サポーターポイント事業の実施による、参加機会の拡大。 こどもボランティアクラブや福祉学習研修会などを実施、学校等での福祉学習推進を支援。
今後の課題	・ボランティアや民生委員・児童委員、自治会や当事者団体等において構成員の固定化や高齢化により担い手不足が生じており、新たな担い手の確保。 ・子どもや高齢者等を対象とするなど、支え手と受け手の関係を超えた新たな福祉活動の創造。 ・福祉活動意欲の向上につながる福祉学習や啓発活動の充実。

目 標 1 多様な協働と参画による福祉のまちづくり

基本施策4 ユニバーサルデザインのまちづくり

めざすべき姿	ソフト・ハードの両面から、誰もが参加できる地域社会の構築
--------	------------------------------

【主な取り組み成果】

取 組 項 目	取 組 成 果
障害や障がいのある人に対する理解の促進	障害者地域自立支援協議会の障害者差別解消支援部会を設置し、関係機関と障がい者差別にかかる相談事案の情報共有と相談対応の向上を行った。 手話の普及啓発及び聴覚障がい者への理解促進のため、伊丹市手話言語条例を制定。
今後の課題	・高齢者や障がい者、生活困窮者等に対する就労、余暇、地域活動等の個々のニーズに応じた多様な社会参加の促進。 ・障がい者や生活困窮者、ひきこもり等に対する正しい理解の促進。

目 標 2 地域生活支援のためのネットワークづくり

基本施策1 社会資源の調整と開発

めざすべき姿	保健・医療・福祉・介護の分野にわたる関係機関のネットワークづくりと、新たな社会資源の開発
--------	--

【主な取り組み成果】

取 組 項 目	取 組 成 果
障害者地域自立支援協議会等の活動の充実	伊丹市障害者地域自立支援協議会では全体会をはじめ、5つの課題別検討会と2つの部会を実施し、課題の集約や協議を実施。 障がい者の進路についての情報提供の場として、「伊丹市福祉事業所合同説明会」を実施。
今後の課題	・福祉分野にとらわれない多様な活動主体によるネットワークづくり。 ・多様な活動主体によるさまざまな活動を組み合わせ、新たな福祉活動を創出する調整機能。

目 標 2 地域生活支援のためのネットワークづくり

基本施策2 地域の見守り体制の充実

めざすべき姿	見守りや助け合い活動を支援し、市民一人ひとりが地域で支え合える関係の構築
--------	--------------------------------------

【主な取り組み成果】

取 組 項 目	取 組 成 果
多様な担い手による地域の見守り活動の促進と強化	地域福祉ネット会議での協議や民生委員・児童委員との連携、自治会圏域での見守り・支え合い、防災マップづくりとともに、緊急通報システム、友愛電話訪問、地域ふれ愛福祉サロン、地域交流カフェ、こども食堂、地区社協等の見守りや防犯・防災活動、伊丹市高齢者地域見守り協定事業等を実施することで、地域住民や事業者等による見守り活動を推進。
今後の課題	・各地域における高齢者や障がい者、児童等の見守りの場となっている地域ふれ愛福祉サロンや地域交流カフェ、子ども食堂等の継続的な運営。

目 標 2 地域生活支援のためのネットワークづくり

基本施策3 災害時における要援護者への支援

めざすべき姿	普段からの地域における見守り・支え合いの関係を構築し、災害に強い福祉のまちの構築
--------	--

【主な取り組み成果】

取 組 項 目	取 組 成 果
避難行動要支援者支援制度等の推進	避難行動要支援者支援制度について、名簿の適切な管理や同意確認事務を実施。 避難支援等関係者である地区社会福祉協議会や自治会等との間で「個人情報の取り扱いに関する協定書」を締結し、避難行動要支援者情報の提供を行い、地域における支援体制を推進。
今後の課題	・災害発生時の各地域における避難行動要支援者に対する支援体制の充実。 ・福祉避難所等の開設及び運営に対する支援強化。 ・災害ボランティアセンター運営に向けた連携強化。

目 標 3 誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくり

基本施策1 総合相談支援体制の強化

めざすべき姿	複雑・多様な課題を抱える人や制度の狭間におかれた人、自ら SOS を発信しづらい人などを、もらすことなく必要な支援につなげる総合相談支援体制の構築
--------	---

【主な取り組み成果】

取 組 項 目	取 組 成 果
総合相談窓口の機能強化と連携	くらし・相談サポートセンターを中心に生活困窮や社会的孤立状態にある人への支援を実施。
今後の課題	・生活困窮やひきこもり等の制度の狭間、複合的課題に対応できるよう、包括的支援を可能とする支援調整・支援管理体制の充実。 ・制度の狭間や複合的課題にかかる諸問題について、関係各課及び関係機関との連携強化と全市的な課題抽出・課題解決に向けた協議の場の充実。

目 標 3 誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくり

基本施策2 権利擁護支援体制の強化

めざすべき姿	権利侵害を防止し、自己実現・自己決定を支援する積極的権利擁護の推進
--------	-----------------------------------

【主な取り組み成果】

取 組 項 目	取 組 成 果
権利擁護の支援	福祉権利擁護センターにて、成年後見制度の利用相談を中心に専門的な助言・支援を実施。
福祉権利擁護センターの運営の支援	福祉権利擁護センターについて、市が設置主体となり、権利擁護支援の中核機関として位置づけるなど運営体制を強化。
今後の課題	・権利擁護の推進に向けた、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職団体と関係機関との連携強化。 ・成年後見制度利用をはじめとする権利擁護に対する相談支援体制の充実。

目 標 3 誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくり

基本施策3 情報提供体制の充実

めざすべき姿	保健・福祉などに関する情報を容易に入手できる体制整備
--------	----------------------------

【主な取り組み成果】

取 組 項 目	取 組 成 果
適切な情報提供の推進と福祉情報発信の工夫	ホームページ上の情報については、日本工業規格（JIS X 8341-3：2016「高齢者・障害者等配慮設計指針」の適合レベル AA 準拠を維持。 音声や点字等、障害種別に応じた福祉情報誌の作成。 外国人を対象とした外国語表記による情報誌の作成。
今後の課題	・外国人を対象とした外国語表記による福祉情報の発信。 ・地域ごとの多様な福祉活動等に関する情報発信の仕組みづくりと入手しやすい情報発信の工夫。

3. 諮問及び答申

■ 諮問

伊健地地 1 4 5 4 号
令和元年 1 2 月 2 3 日

伊丹市福祉対策審議会
会 長 松 原 一 郎 様

伊丹市長 藤 原 保 幸

伊丹市地域福祉計画（第3次）の策定について（諮問）

伊丹市地域福祉計画（第3次）の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

本市では社会福祉法に基づき、地域福祉を総合的に推進するため、平成29年3月に地域福祉の基本理念や推進体制のあり方を示した、伊丹市地域福祉計画（第2次）を改定し、市、地域住民及び事業者の方々が一体となって地域の福祉活動に参画・協働するなど、多種多様な主体が地域福祉の担い手となるよう、施策展開を行ってきたところです。

こうした中、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、高齢者、障がい者、児童等の福祉に関し共通して取り組むべき事項や包括的な支援体制の整備に関する事項など地域福祉計画に新たな盛り込むべき事項が追加されました。

また、ニッポン一億総活躍プランでは、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められるなど、地域福祉を取り巻く環境にも変化が生じて参りました。

このような国の動向を踏まえ、地域や団体における福祉活動の取り組み状況や現在の市民ニーズなどを調査し、本市の実情に応じた地域福祉活動を一層推進し、豊かな地域福祉社会の創造を目指す新たな伊丹市地域福祉計画（第3次）を策定したいと考えます。

つきましては、伊丹市地域福祉計画（第3次）を策定するにあたり、学識経験者、保健医療関係者・福祉関係者・当事者等のご意見を十分に踏まえることが必要であると考えており、貴審議会の意見を伺いたく諮問するものです。

■答申

伊 福 審 第 1 9 号
令和3年2月10日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市福祉対策審議会
会長 松原 一郎

伊丹市地域福祉計画（第3次）、
伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）、
第4次伊丹市障害者計画及び伊丹市障害福祉計画（第6期）
・伊丹市障害児福祉計画（第2期）の策定について（答申）

本審議会は、令和元年12月23日付伊健地地第1454号及び令和2年5月8日付伊健地地第140号により諮問を受けました標記の件について、別添のとおりそれぞれの計画案を本審議会の意見としてまとめましたので、ここに答申します。

人口減少社会の到来や社会構造の変化、価値観の多様化等により、人と人とのつながりが希薄化する中、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑・多様化しており、8050問題やこどもの貧困といったさまざまな社会問題が生じています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態は、これまでの生活や支援の有り方に変容を迫り、生活困窮や差別、社会的孤立などの従来からある福祉課題の進行が加速することが懸念されます。

こうしたことを念頭に以下のとおり審議を行いました。

1. 伊丹市地域福祉計画（第3次）案について

本計画の策定につきまして検討を重ねてきた結果、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、ともに認め合い、支え合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを通じ、制度の狭間や複合的な課題を抱える人も、多様な主体の協働による重層的なネットワークにより受け止めることができる、包摂的な地域や社会を目指すべき姿とし、「共生福祉社会の実現」を理念として掲げました。そのうえで「つながり合い、支え合う共生のまちづくり」「多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり」「誰もが自分らしく暮らすための体制づくり」を目標に定め、計画案をまとめました。

2. 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）案について

本計画の策定につきまして、検討を重ねてきた結果、第1に、複合的な課題を有し多様化する高齢者のニーズに対応するため、基幹型地域包括支援センター等の役割を見直すこと。第2に、高齢者の社会参加を促進し、地域での生きがいづくりに重点をおき、自立支

援・重度化防止を図ることが重要であること。第3に、認知症高齢者等へのケア・権利擁護・住まいの確保等を推進することにより、身近な地域で安心して暮らせる仕組みを構築する必要があること。また、それらを支える介護人材の確保・質の向上を同時に図る必要があることのそれぞれの観点について、他分野の政策動向や諸施策を踏まえ、審議した結果をまとめました。

3. 第4次伊丹市障害者計画及び伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）案について

本計画の策定につきまして、検討を重ねてきた結果、障害者計画では、「障がいのある人が参加・参画する共生福祉社会の実現」を理念に掲げ、施策各分野の基本的な事項を定めました。障害福祉計画・障害児福祉計画では、障がい者、障がい児が地域で自分らしく生きていくための支援を推進するため、「身近な相談支援体制の整備」「地域移行・地域定着支援の充実」「就労支援の推進」「発達に支援が必要な子どもの支援の充実」の4点を重点施策として定め、それぞれの計画案をまとめました。

それぞれの計画の推進にあたっては、地域福祉の視点を重視し、他の関連の計画や諸施策との整合を図るとともに、すべての市民が住み慣れた地域の中でともに支え合う「共生福祉社会の実現」を着実に推進していくことを期待します。

以上、本答申の趣旨を踏まえ、すみやかに計画を策定されることを要望いたします。

4. 委員名簿

■伊丹市福祉対策審議会 委員名簿

(敬称略)

役職	地域福祉部会	委員氏名	根拠規定上の選出区分	所属名	就任年月	任期限
会長		松原 一郎	学識経験者	関西大学名誉教授	1993.11.1	2022.3.31
副会長		常岡 豊	学識経験者	伊丹市医師会監事	2016.5.10	2022.3.31
副会長	◎	藤井 博志	学識経験者	関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授	1999.12.16	2022.3.31
委員		中村 陽子	学識経験者	龍谷大学文学部実践真宗学研究科教授	2014.5.25	2022.3.31
委員		松端 克文	学識経験者	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授	2002.10.31	2022.3.31
委員		明石 隆行	学識経験者	種智院大学人文学部社会福祉学科教授	2020.4.1	2022.3.31
委員	○	川村 貴清	社会福祉団体の代表者	伊丹市社会福祉協議会会長	2019.7.10	2022.3.31
委員		岡本 洋明	社会福祉団体の代表者	阪神北摂民局宝塚健康福祉事務所 副所長兼企画課長	2019.4.17	2020.3.31
委員		今村 勝行	社会福祉団体の代表者	阪神北摂民局宝塚健康福祉事務所 副所長兼企画課長	2020.4.1	2022.3.31
委員		篠原 真由美	社会福祉団体の代表者	伊丹市身体障害者福祉連合会監査・相談員	2012.7.24	2022.3.31
委員		下村 直美	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人伊丹市手をつなぐ育成会 理事長	2017.12.5	2022.3.31
委員		竹留 義延	社会福祉団体の代表者	伊丹市老人クラブ連合会副会長	2018.6.4	2022.3.31
委員		樽谷 紘三	社会福祉団体の代表者	伊丹市老人クラブ連合会副会長	2020.6.1	2022.3.31
委員		太田 弘子	社会福祉団体の代表者	伊丹市PTA連合会副会長	2020.4.1	2022.3.31
委員	○	今池 壽子	社会福祉団体の代表者	伊丹市婦人共励会理事	2009.12.5	2020.3.31
委員	○	小林 育子	社会福祉団体の代表者	伊丹市民生委員児童委員連合会会長	2019.12.23	2022.3.31
委員	○	伴 博夫	社会福祉団体の代表者	伊丹市自治連合会副会長	2017.11.16	2020.3.31
委員		松井 克彦	社会福祉団体の代表者	伊丹市社会福祉法人連絡協議会代表	2017.12.5	2022.3.31
委員		氏田 祐資	市民公募		2010.5.25	2020.3.31
委員		笹尾 博之	市民公募		2017.12.5	2020.3.31
臨時委員		笹尾 博之	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人 伊丹アドボカシーネットワーク理事	2020.6.26	2021.3.31
委員		川島 知子	市民公募		2020.4.1	2022.3.31
委員		合田 真弓	市民公募		2020.4.1	2022.3.31
臨時委員	○	後藤 至功	学識経験者	佛教大学福祉教育開発センター講師	2020.2.14	2021.2.10
臨時委員	○	三谷 稔	社会福祉団体の代表者	瑞穂小学校地区社会福祉協議会会長	2020.2.14	2021.2.10
臨時委員	○	宮地 輝彦	社会福祉団体の代表者	伊丹商工会議所産業振興課参事	2020.2.14	2021.2.10
臨時委員	○	森 英児	社会福祉団体の代表者	社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 法人経営本部長	2020.2.14	2021.2.10
臨時委員		藤原 慶二	学識経験者	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授	2020.6.26	2021.2.10
臨時委員		岡田 智子	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人I CCC理事長	2020.6.26	2021.2.10
臨時委員		緒方 由紀	学識経験者	佛教大学社会福祉学部社会福祉学科教授	2020.6.26	2021.2.10
臨時委員		山本 裕信	学識経験者	伊丹市医師会理事	2020.6.26	2021.2.10
臨時委員		小屋 経寛	学識経験者	伊丹市歯科医師会	2020.6.26	2021.2.10
臨時委員		千葉 一雅	学識経験者	伊丹市薬剤師会会長	2020.6.26	2021.2.10
臨時委員		濱田 洋行	社会福祉団体の代表者	伊丹市介護保険事業者協会会長	2020.6.26	2020.11.23
臨時委員		松下 研止	社会福祉団体の代表者	伊丹市介護保険事業者協会会長	2021.1.20	2021.2.10
臨時委員		清原 嘉彦	社会福祉団体の代表者	伊丹市社会福祉協議会地域福祉推進室長	2020.6.26	2021.2.10

◎は地域福祉部会部会長

○は地域福祉部会委員

■地域福祉計画（第3次）ワーキング会議 委員名簿

（敬称略）

役職	委員氏名	選出区分	所属名
委員長	後藤 至功	学識経験者	佛教大学福祉教育開発センター講師
委員	藤井 博志	学識経験者	関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授
委員	佐々木 憲治	市民	伊丹小学校地区自治協議会会長
委員	森近 勝行	市民	稲野自治会会長
委員	小田 希	市民	ボランティアグループ食deつながろ代表
委員	小松 しのぶ	市民	特定非営利活動法人伊丹市手をつなぐ育成会 副理事長
委員	望月 勝美	市民	伊丹市老人クラブ連合会会長
委員	山下 健吾	市民	特定非営利活動法人ハーモニエ理事長
委員	青木 昌子	市民	おおきな木（不登校の親子を支援する親の会） 世話人
委員	畑 三紀	市民	たみまるまとまる会代表
委員	佐藤 雅美	市民	伊丹市男女共同参画推進委員
委員	田中 カルメン	市民	ブナジワの会
委員	中澤 実香	市民	こどもの居場所ボランティアスタッフ
委員	高木 哲次	社会福祉団体	企業組合伊丹市雇用福祉事業団代表理事
委員	清原 嘉彦	社会福祉団体	社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会 地域福祉推進室長
委員	徐 彰宣	社会福祉団体	一般社団法人伊丹青年会議所理事長
委員	北村 浩一朗	行政	伊丹市市民自治部まちづくり推進課
委員	山崎 千秋	行政	伊丹市教育委員会こども未来部子育て支援課 子育て支援センター
委員	黒古 将之	行政	伊丹市健康福祉部生活支援室自立相談課
委員	磯山 昭博	行政	伊丹市総務部危機管理室
委員	古家 孝一	行政	伊丹市健康福祉部地域福祉室地域・高年福祉課

5. 計画の策定経過

■福祉対策審議会全体会

開催日	会議名	内容
令和元年 (2019年) 12月23日	令和元年度 第1回 伊丹市福祉対策審議会全体会	【諮問】 - 伊丹市地域福祉計画（第3次）の策定について、伊丹市長から福祉対策審議会松原会長へ諮問 【議事】 - 伊丹市地域福祉計画（第2次）の進捗状況について（報告） - 伊丹市地域福祉計画（第3次）の策定について - 第3次伊丹市障害者計画の進捗状況について（報告） - 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）の進捗状況について（報告）
令和2年 (2020年) 5月 (書面開催)	令和2年度 第1回 伊丹市福祉対策審議会全体会	【諮問】 - 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の策定について、伊丹市長から福祉対策審議会松原会長へ諮問 - 第4次伊丹市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の策定について、伊丹市長から福祉対策審議会松原会長へ諮問 【議事】 - 会長及び副会長の選任について - 部会の設置について - 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の策定について - 第4次伊丹市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の策定について
令和2年 (2020年) 12月1日	令和2年度 第2回 伊丹市福祉対策審議会全体会	【議事】 - 伊丹市地域福祉計画（第3次）の策定に係る中間報告について - 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の策定に係る中間報告について - 第4次伊丹市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の策定に係る中間報告について
令和3年 (2021年) 2月 (書面開催)	令和2年度 第3回 伊丹市福祉対策審議会全体会	【議事】 - 伊丹市地域福祉計画（第3次）の答申などについて - 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の答申などについて - 第4次伊丹市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の答申などについて

■福祉対策審議会地域福祉部会

開催日	会議名	内容
令和2年 (2020年) 2月14日	第1回 伊丹市福祉対策審議会 地域福祉部会	【議事】 ・伊丹市地域福祉計画（第2次）の進捗状況について（報告） ・伊丹市地域福祉計画（第3次）の策定について ・地域福祉計画策定ワーキング会議について ・伊丹市地域福祉計画（第3次）策定スケジュール
令和2年 (2020年) 9月27日	第2回 伊丹市福祉対策審議会 地域福祉部会	【議事】 ・地域福祉計画策定ワーキング会議等の実施結果について ・伊丹市地域福祉計画（第3次）体系（案）について
令和2年 (2020年) 10月26日	第3回 伊丹市福祉対策審議会 地域福祉部会	【議事】 ・伊丹市地域福祉計画（第3次）の大綱（案）について

■ワーキング会議

開催日	会議名	内容
令和2年 (2020年) 7月3日	伊丹市地域福祉計画策定 ワーキング会議（第1回）	【議事】 ・趣旨説明 ・テーマに関連する話題提供 【ワーキングテーマ】 ・居場所づくり ～さまざまな人が集い合い、共に過ごせる居場所づくりに向けて～
令和2年 (2020年) 7月13日	伊丹市地域福祉計画策定 ワーキング会議（第2回）	【議事】 ・趣旨説明 ・テーマに関連する話題提供 【ワーキングテーマ】 ・地域づくり ～誰もが暮らしやすく、困っている人を支え合えるまちづくり～
令和2年 (2020年) 8月3日	伊丹市地域福祉計画策定 ワーキング会議（第3回）	【議事】 ・趣旨説明 ・テーマに関連する話題提供 【ワーキングテーマ】 ・担い手の確保・育成 ～人も商店も地域も丸ごと笑顔になる、福祉からの地域再生～
令和2年 (2020年) 8月17日	伊丹市地域福祉計画策定 ワーキング会議（第4回）	【議事】 ・趣旨説明 ・テーマに関連する話題提供 【ワーキングテーマ】 ・災害 ～災害が起きた時に備えて、 みんなの安心のために考えておくべきこと～

■庁内推進会議

開催日	会議名	内容
令和2年 (2020年) 3月26日	令和元年度 第2回 伊丹市地域福祉計画庁内推進会議	【議事】 ・地域共生社会の実現に向けた包括的支援について
令和2年 (2020年) 5月29日	令和2年度 第1回 伊丹市地域福祉計画庁内推進会議 包括的相談支援検討会	【議事】 ・包括的な支援体制の整備について
令和2年 (2020年) 8月19日	令和2年度 第2回 伊丹市地域福祉計画庁内推進会議 包括的相談支援検討会	【議事】 ・包括的な支援体制の整備について ・事例検討グループワーク ・グループ発表

■アンケート調査

期間	名称	対象	配布・回収状況
令和元年(2019年) 8月23日～ 9月10日	市民アンケート	伊丹市在住の18歳以上の 市民	配布数：3,000件 有効回収数：1,131件 有効回収率：37.7%
令和元年(2019年) 10月23日～ 11月11日	市民担い手アンケート	地域福祉活動の関係者 (民生委員・児童委員、ボ ランティア 等)	配布数：800件 有効回収数：554件 有効回収率：69.3%
令和元年(2019年) 12月1日～ 12月16日	企業・事業所アンケート	伊丹市中小企業勤労者共済 加入企業・事業所	配布数：288件 有効回収数：114件 有効回収率：39.6%

■ヒアリング調査

名称	概要
専門職ヒアリング	地域福祉に関係する専門職を対象として、専門職が抱える課題・問題や専門職と地域との連携、専門職からみた当事者及び地域福祉の担い手などの状況を把握するため、ヒアリング調査を行った。
団体ヒアリング	市内の当事者団体を対象に、団体の概要・活動内容、伊丹市の福祉環境について、現状や今度の課題に対する考え方などを把握するため、ヒアリング調査を行った。

■パブリックコメント

期間	案件名	意見提出件数
令和2年(2020年) 12月18日～ 1月16日	伊丹市地域福祉計画(第3次)案	1件(1人)

伊丹市地域福祉計画(第3次)
令和3年(2021 年) 3月

編集・発行／伊丹市 健康福祉部 地域福祉室 地域・高年福祉課
〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
電話:072-784-8099 FAX:072-784-8036
URL:<http://www.city.itami.lg.jp/>



令和3年(2021年)3月

伊丹市